

監査公表第 588 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 252 条の 43 第 5 項の規定により読み替えて適用される同法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る請求文及び京都市長に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 20 年 7 月 2 日

京都市監査委員 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

1-1 請求の趣旨

政務調査費は地方自治法第100条（【調査権等】⑬，⑭項。）と旧自治省の「通知」（【平成12年5月31日】①調査研究活動の実態，交付の必要性・対象の十分な検討。②収支報告書等の公開による透明性の確保。③金額の定めは，第三者機関の意見を予め聴取。）の趣旨に基づき定められている。

それゆえ，政務調査費はあくまで会派または議員が市民のため，市の政務について具体的に「調査」を必要とするものにつき，最小限で行わなければならない（地方自治法第2条14項）。

よって，会派や議員は十分にその内容の真実性はもちろん，必要性，効用（効果）を市民に説明する責任を負うものであり，説明が不十分であったり，内容が曖昧であったり，私的利用であったり，議員公職としての関連性が疑われたりするものは不適法というべきである。

さらに，法令の趣旨と枠（「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」）を越えた施行規程が定められていると思われる。

とくに，適用区分は曖昧で，その内容に大きな幅があるなど裁量権を大幅に認め，純然たる調査研究活動以外の議員活動のために要する費用にまで広げ，目的外使用に十分な歯止めがかけられていないと見受けられる。

また，金額が1件5万円以下及び人件費・事務所費に該当する領収書の写しの提出を義務付けていないということに現れている限定された「領収書等の写しの提出」や会計帳簿の提出を義務付けていないなど，公金使用の透明化促進に逆行している。

以上のように，施行規程や適用区分についても問題点を含んでおり，この点も踏まえて，平成18年度政務調査費の収支報告書を厳格に検討すると，次の点で違法・不当な使途が伺われる。

1 > 領収書の写し提出済みのものについて

(1) 一応の支出目的の説明はあるが，明らかに使用内容不明（SnF）・行為内容不明（KnF）・目的外使用（MgS）で違法・不当と認められるもの。

《会派分》（別表No.1・2による）

自由民主党	¥13,410,778円
日本共産党	¥ 8,128,145円
公明党	¥ 5,119,970円
民主・都みらい	¥ 3,441,720円
合計	¥30,100,613円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥1,099,515円	2	磯辺とし子	¥0円	3	井上与一郎	¥200,250円
4	内海 貴夫	¥355,000円	5	加地 浩	¥1,655,780円	6	加藤 盛司	¥1,450,194円
7	北川 明	¥458,090円	8	国枝克一郎	¥0円	9	小林 正明	¥665,000円
10	繁 隆夫	¥650,000円	11	高橋泰一朗	¥121,270円	12	田中セツ子	¥669,825円
13	田中 英之	¥777,521円	14	津田 大三	¥1,514,947円	15	寺田 一博	¥3,032,912円
16	富 きくお	¥356,100円	17	中川 一雄	¥563,000円	18	中村三之助	¥231,000円
19	中村 安良	¥1,320,350円	20	西脇 尚一	¥0円	21	橋村 芳和	¥1,234,505円
22	巻野 渡	¥1,109,781円	23	椋田 知雄	¥1,683,502円			
24	赤阪 仁	¥900,027円	25	井坂 博文	¥848,530円	26	井上けんじ	¥760,399円
27	岩橋ちよみ	¥1,008,522円	28	加藤 あい	¥799,663円	29	加藤広太郎	¥819,641円
30	河合ようこ	¥945,768円	31	北山ただお	¥882,524円	32	くらた共子	¥758,979円
33	倉林 明子	¥833,940円	34	佐藤 和夫	¥1,074,533円	35	せのお直樹	¥799,501円
36	玉本なるみ	¥835,368円	37	西野さち子	¥829,295円	38	樋口 英明	¥832,384円
39	ふじい佐富	¥624,001円	40	藤原 冬樹	¥881,180円	41	宮田えりこ	¥1,059,929円
42	山中 渡	¥950,861円	43	山本 正志	¥733,246円			
44	井上 教子	¥1,324,447円	45	木村 力	¥721,156円	46	久保 勝信	¥567,236円
47	久保 省二	¥0円	48	柴田 章喜	¥186,690円	49	曾我 修	¥354,750円
50	大道 義知	¥1,244,053円	51	谷口 弘昌	¥349,050円	52	津田 早苗	¥577,476円
53	日置 文章	¥154,000円	54	湯浅 光彦	¥339,965円			
55	安孫子和子	¥728,044円	56	今枝 徳蔵	¥237,195円	57	宇都宮壮一	¥1,207,355円
58	隠塚 功	¥631,092円	59	小林あきろう	¥2,034,900円	60	鈴木 正穂	¥559,000円
61	砂川 祐司	¥0円	62	宮本 徹	¥516,600円	63	山岸たかゆき	¥1,376,800円
64	山口 幸秀	¥621,140円						
65	村山 祥栄	¥1,275,769円						

合計 ¥ (51,333,551円)

(2) 違法・不当な理由

《会派分》（別表No.1・2による）

i) 調査旅費（会派①のC・16, ③のC・4, ④のC・2）

3会派3件は、いずれも調査研究の行き先・参加人数並びにその内容を説明する、証拠書類の添付を欠く。実質、目的外使用で違法・不当と

認められる。

ii) 広報費

各会派の機関紙やニュースの発行は会派運営上でも必要で使っている部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと認められるため、この部分は目的外使用で違法・不当である。

また、②の予算書等の作成や傍聴ビラ案内などは会派活動であり、政務調査とは認められず、目的外使用で違法・不当である。

iii) 資料作成費 (①のF・26, ②のF・45, ③のF・12)

3会派3件は、使用内容不明のコピーや市会手帳の購入や予算要望の印刷などであり、政務調査とはなんら関係が無く、目的外使用で違法・不当である。

iv) 資料購入費 (①のG・27, ③のG・13)

2会派2件は、議員情報の購入や自党の機関紙の過大な購入であり、政務調査とはなんら関係が無く、目的外使用で違法・不当である。

v) 通信運搬費

各会派の機関紙やニュースの郵送や配布は会派運営上でも必要で使っている部分が含まれている。政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと認められるため、この部分は目的外使用で違法・不当と認められる。

また、①の切手の大量購入は使用内容が不明であり、②の予算要求書郵送などと共に政務調査とは認められず違法・不当である。

vi) 備品消耗品費

各種のリース代については、会派運営上でも必要で使っている部分が含まれている。政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと認められるため、この部分は目的外使用で違法・不当である。

また、①のフラッシュメモリーや印刷機、③のモバイルPC等是一部政務調査費に使用されているかもしれないが、基本的に会派の資産購入であり、政務調査としては認められない。ましてや、④のテレビ・冷蔵庫の購入などもってのほかであり、政務調査とは認められず違法・不当である。

《議員分》(別表No.3～No.12による)

i) 広報費・通信運搬費

領収書の写しが提出されているものの内の多くは、市会・市政報告用のビラ等の作成・印刷・配布(郵送やポストイングなど)が中心であるが、これらは政務調査ではなく通常の議員活動の一環というべきものであり、目的外使用と認められ、違法・不当である。

また、ハガキの購入とそれによる市会・市政報告の作成・印刷・郵送

等があるが、ハガキに記述可能な字数・内容を推察するに、暑中見舞い・年賀状・市会議員としての挨拶状（市議会報告会概要や報告集会の案内状等）に使われたものと認められ、さらに、夏ハガキ・年賀ハガキの購入のように暑中見舞い・年賀状とはっきり目的のわかっているものすらあり、これらはいずれも政務調査とはいえず、目的外使用で違法・不当である。

ii) 備品消耗品費

備品消耗品購入もそこそこの議員によって行われているが、パソコン・プリンター・カートリッジ・テレビ・ワイヤレスアンプ・コピー機リース・トナー・折りたたみテーブルの購入など到底政務調査とは認められないものであり、行為内容不明・目的外使用で違法・不当である。

iii) その他

調査旅費（中には台湾台北視察に使われているものもある。）・会議費・資料作成費・資料購入費も少数の議員により支出されているが、これらについても政務調査とは関係が無く、行為内容不明・目的外使用で違法・不当である。

なお、印刷等の会社・郵便局の領収書の写し、振込受付書の写しはあるが、印刷や発送した書類の写し・納品書の写し等調査研究活動の行為内容を立証している書類を欠いていることや領収書の写しはついていないが、その領収書の写しに支出目的の説明が全くないものなどがある。

2 > 領収書の写しの提出が無いものの内、人件費・事務所費について

(1) 人件費・事務所費の1/2は目的外使用で違法・不当と認められる。

《会派分》（別表No.1・2による）

自由民主党	¥ 4,930,000円
日本共産党	¥ 3,993,000円
公明党	¥ 1,688,000円
民主・都みらい	¥ 4,453,000円
合計	¥15,064,000円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥1,089,000円	2	磯辺とし子	¥1,235,000円	3	井上与一郎	¥1,336,000円
4	内海 貴夫	¥1,139,000円	5	加地 浩	¥1,070,000円	6	加藤 盛司	¥1,347,000円
7	北川 明	¥1,669,000円	8	国枝克一郎	¥1,478,000円	9	小林 正明	¥1,859,000円
10	繁 隆夫	¥1,690,000円	11	高橋泰一朗	¥1,591,000円	12	田中セツ子	¥1,514,000円
13	田中 英之	¥1,073,000円	14	津田 大三	¥933,000円	15	寺田 一博	¥457,000円
16	富 きくお	¥1,738,000円	17	中川 一雄	¥1,387,000円	18	中村三之助	¥1,659,000円
19	中村 安良	¥1,098,000円	20	西脇 尚一	¥1,266,000円	21	橋村 芳和	¥643,000円
22	巻野 渡	¥1,509,000円	23	椋田 知雄	¥962,000円			

24	赤坂 仁	¥1,734,000円	25	井坂 博文	¥1,734,000円	26	井上けんじ	¥1,734,000円
27	岩橋ちよみ	¥1,734,000円	28	加藤 あい	¥1,734,000円	29	加藤広太郎	¥1,734,000円
30	河合ようこ	¥1,734,000円	31	北山ただお	¥1,734,000円	32	くらた共子	¥1,734,000円
33	倉林 明子	¥1,734,000円	34	佐藤 和夫	¥1,734,000円	35	せのお直樹	¥1,734,000円
36	玉本なるみ	¥1,734,000円	37	西野さち子	¥1,734,000円	38	樋口 英明	¥1,734,000円
39	ふじい佐富	¥1,734,000円	40	藤原 冬樹	¥1,734,000円	41	宮田えりこ	¥1,734,000円
42	山中 渡	¥1,734,000円	43	山本 正志	¥1,734,000円			
44	井上 教子	¥1,006,000円	45	木村 力	¥0円	46	久保 勝信	¥28,000円
47	久保 省二	¥395,000円	48	柴田 章喜	¥0円	49	曾我 修	¥381,000円
50	大道 義知	¥0円	51	谷口 弘昌	¥788,000円	52	津田 早苗	¥500,000円
53	日置 文章	¥636,000円	54	湯浅 光彦	¥790,000円			
55	安孫子和子	¥1,377,000円	56	今枝 徳蔵	¥1,855,000円	57	宇都宮壮一	¥288,000円
58	隠塚 功	¥1,405,000円	59	小林あきろう	¥1,045,000円	60	鈴木 正徳	¥1,340,000円
61	砂川 祐司	¥1,685,000円	62	宮本 徹	¥1,183,000円	63	山岸たかゆき	¥1,333,000円
64	山口 幸秀	¥895,000円						
65	村山 祥栄	¥922,000円						

合計 ¥82,274,000円

(2) 違法・不当な理由

《会派分・議員分共》（別表No.1～No.12による）

各会派の人件費・事務所費は会派運営上でも必要で使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと認められる。それ故、この1/2部分は目的外使用で違法・不当である。

3>2. 以外の領収書の写しの無いものについて

(1) 2以外の支出で領収書の写し未提出のものは全て違法・不当認められる。

《会派分》（別表No. 1・2による）

自由民主党 ¥1,513,025円

日本共産党 ¥4,982,619円

公明党 ¥2,444,306円

民主・都みらい ¥2,110,347円

合計 ¥11,050,297円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥1,522,018円	2	磯辺とし子	¥2,328,921円	3	井上与一郎	¥1,925,986円
4	内海 貴夫	¥2,164,759円	5	加地 浩	¥1,002,133円	6	加藤 盛司	¥652,855円
7	北川 明	¥987,688円	8	国枝克一郎	¥1,842,054円	9	小林 正明	¥416,526円
10	繁 隆夫	¥770,000円	11	高橋泰一朗	¥1,494,869円	12	田中セツ子	¥1,100,985円

13	田中 英之	¥1,875,879円	14	津田 大三	¥1,418,471円	15	寺田 一博	¥782,608円
16	富 きくお	¥966,126円	17	中川 一雄	¥1,461,528円	18	中村三之助	¥1,250,484円
19	中村 安良	¥1,281,760円	20	西脇 尚一	¥2,266,524円	21	橋村 芳和	¥2,278,495円
22	巻野 渡	¥669,415円	23	椋田 知雄	¥1,191,498円			
24	赤阪 仁	¥275,556円	25	井坂 博文	¥362,722円	26	井上けんじ	¥466,657円
27	岩橋ちよみ	¥165,793円	28	加藤 あい	¥408,895円	29	加藤広太郎	¥391,230円
30	河合ようこ	¥263,956円	31	北山ただお	¥291,750円	32	くらた共子	¥430,727円
33	倉林 明子	¥393,705円	34	佐藤 和夫	¥137,577円	35	せのお直樹	¥475,900円
36	玉本なるみ	¥370,731円	37	西野さち子	¥503,853円	38	樋口 英明	¥386,409円
39	ふじい佐富	¥575,562円	40	藤原 冬樹	¥451,963円	41	宮田えりこ	¥214,206円
42	山中 渡	¥257,697円	43	山本 正志	¥493,815円			
44	井上 教子	¥1,218,093円	45	木村 力	¥3,704,629円	46	久保 勝信	¥4,066,885円
47	久保 省二	¥3,259,586円	48	柴田 章喜	¥4,299,304円	49	曾我 修	¥3,510,725円
50	大道 義知	¥3,105,027円	51	谷口 弘昌	¥2,576,505円	52	津田 早苗	¥2,764,249円
53	日置 文章	¥3,170,866円	54	湯浅 光彦	¥2,477,997円			
55	安孫子和子	¥1,319,206円	56	今枝 徳蔵	¥852,805円	57	宇都宮壮一	¥2,805,977円
58	隠塚 功	¥1,361,053円	59	小林あきろう	¥675,100円	60	鈴木 正穂	¥1,562,272円
61	砂川 祐司	¥1,430,268円	62	宮本 徹	¥1,918,110円	63	山岸たかゆき	¥759,437円
64	山口 幸秀	¥2,390,411円						
65	村山 祥栄	¥1,343,713円						

合計 ¥89,542,504円

(2) 違法・不当な理由

《会派分・議員分共》（別表No.1～No.12による）

本質的に市から委託を受けた目的への支出の合理性を示すものがなく、必要な費用という該当性がない。説明責任も全く欠く。

条例施行規程第2条に基づき各会派並びに各議員が厳重保管している会計帳簿や各証拠書類の全部又は大半の提出を義務付けられていないことは規程の欠陥にすぎず、免責条項でもなく、本来の説明責任を怠っていると云わざるを得ない。

前述のように、「領収書の写し」提出済みの件ですら相当高額な違法・不当な使用が行われていた。しかも、一件5万円以上と人件費、事務所費を除いた「写し」（全受給額の一部）に限定した実態の範囲内である。政務調査費の受給分の大半の領収書の写しが非公開であることから、これらの支出には理由がなく、法定の支出目的以外に使用されたと判断せざるを得ない。

4 > 求める措置

上記1 >・2 >・3 >により被った以下の損害額の返還を市長が各会派・議員に対し求めるよう勧告されること

《会派分》（別表No.1・2による）

総額	自由民主党	¥19,853,803円
	日本共産党	¥17,103,764円
	公明党	¥9,252,276円
	民主・都みらい	¥10,005,067円
合計		¥56,214,910円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥3,710,533円	2	磯辺とし子	¥3,563,921円	3	井上与一郎	¥3,462,236円
4	内海 貴夫	¥3,658,759円	5	加地 浩	¥3,727,913円	6	加藤 盛司	¥3,450,049円
7	北川 明	¥3,114,778円	8	国枝克一郎	¥3,320,054円	9	小林 正明	¥2,940,526円
10	繁 隆夫	¥3,110,000円	11	高橋泰一朗	¥3,207,139円	12	田中セツ子	¥3,284,810円
13	田中 英之	¥3,726,400円	14	津田 大三	¥3,866,418円	15	寺田 一博	¥4,272,520円
16	富 きくお	¥3,060,226円	17	中川 一雄	¥3,411,528円	18	中村三之助	¥3,140,484円
19	中村 安良	¥3,700,110円	20	西脇 尚一	¥3,532,524円	21	橋村 芳和	¥4,156,000円
22	巻野 渡	¥3,288,196円	23	棕田 知雄	¥3,837,000円			
24	赤阪 仁	¥2,909,583円	25	井坂 博文	¥2,945,252円	26	井上けんじ	¥2,961,056円
27	岩橋ちよみ	¥2,908,315円	28	加藤 あい	¥2,942,558円	29	加藤広太郎	¥2,944,871円
30	河合ようこ	¥2,943,724円	31	北山ただお	¥2,908,274円	32	くらた共子	¥2,923,706円
33	倉林 明子	¥2,961,645円	34	佐藤 和夫	¥2,946,110円	35	せのお直樹	¥3,009,401円
36	玉本なるみ	¥2,940,099円	37	西野さち子	¥3,067,148円	38	樋口 英明	¥2,952,793円
39	ふじい佐富	¥2,933,563円	40	藤原 冬樹	¥3,067,143円	41	宮田えりこ	¥3,008,135円
42	山中 渡	¥2,942,558円	43	山本 正志	¥2,961,061円			
44	井上 教子	¥3,548,540円	45	木村 力	¥4,425,785円	46	久保 勝信	¥4,662,121円
47	久保 省二	¥3,654,586円	48	柴田 章喜	¥4,485,994円	49	曾我 修	¥4,246,475円
50	大道 義知	¥4,349,080円	51	谷口 弘昌	¥3,713,555円	52	津田 早苗	¥3,841,725円
53	日置 文章	¥3,960,866円	54	湯浅 光彦	¥3,607,962円			
55	安孫子和子	¥3,424,250円	56	今枝 徳蔵	¥2,945,000円	57	宇都宮壮一	¥4,301,332円
58	隠塚 功	¥3,397,145円	59	小林あきろう	¥3,755,000円	60	鈴木 正穂	¥3,461,272円
61	砂川 祐司	¥3,115,268円	62	宮本 徹	¥3,617,710円	63	山岸たかゆき	¥3,469,237円
64	山口 幸秀	¥3,906,551円						
65	村山 祥栄	¥3,541,482円						

合計（¥223,150,055円）

総計（会派分＋議員分） ¥279,364,965円

（¥56,214,910円＋¥223,150,055円）

1－2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める

本件は、政務調査費についての適法性と公費支出への説明責任を全うする

ことを求め、前記是正措置を求めるものである。

事案の趣旨に鑑み、議員は監査委員として本件に関与することは利益相反行為として不適切であり除斥されるのは当然であるが、京都市OBの監査委員江草哲史氏も「市長には幅広い裁量権があり、予算は議会の議決を通っている。よほどのケースでないと覆すのは難しい」（京都新聞2007年7月16日の「監査委員に厳しい目」の記事中のコメント）などと監査委員の役割を基本的に放棄しているとしか思えない発言しているように京都市、議会、議員への独立性は脆弱であり、さらに今一人の監査委員出口康雄氏についても監査委員に対する世論の批判を受け公認会計士を任命していたにもかかわらず、以前のように歯科医師会の会長経験者という名誉職的人材を任命するなど、到底適正な監査を行える事態ではないので、個別外部監査により監査されるよう申し添える。（なお、同種事例で大阪府では個別外部監査を実施したことは周知のところである。）

2 請求者

京都市西京区

氏名 A ほか9名

以上、地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

併せて、同法第252条の43項第1項の規定により、当該請求に係わる監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

<別紙事実証明書等の目録>

1, 別表「請求事項一覧表」全12頁 (No.1～No.12)

(公開された領収書の写し等から請求人が作成した。)

1, 平成18年度政務調査費収支報告書の領収書の写し等 全371枚

京都市監査委員様

2008年3月31日

注1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。

3 平成20年4月15日付けで提出された補正書の内容を反映させている。

京都市長に対する監査結果の通知文

監第26-1号

平成20年6月27日

京都市長 門川 大作 様

京都市監査委員 不室 嘉和

同 出口 康雄

京都市職員措置請求に係る監査の結果について

平成20年3月31日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）についての監査の結果は次のとおりであり、法第252条の43第5項において読み替えて適用される法第242条第4項の規定により下記第5のとおり措置されるよう勧告するとともに、監査委員の合議により、下記第6のとおり意見を提出します。

この勧告を受けて講じた措置については、同条第9項の規定により、監査委員に通知してください。

なお、監査委員高橋泰一郎及び監査委員井上教子は、本件請求について、法第199条の2の規定により除斥となっています。

第1 請求の要旨

- 1 政務調査費は、法第100条第13項及び第14項並びに第2条第14項の趣旨により、会派又は議員が市民のため、京都市（以下「市」という。）の政務について具体的に調査を必要とするものにつき、最小限で支出されなければならない。

会派及び議員は、その内容の真実性、必要性及び効果を市民に説明する責任を負い、説明が不十分であったり、内容があいまいであったり、私的利用であったり、議員としての関連性が疑われたりするものは不適法である。

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程（以下「施行規程」という。）は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部という法令の趣旨を超え、調査研究活動以外の議員活動のために要する費用の支出についても大幅な裁量権を認め、目的外使用に十分な歯止めがかけられていない。

また、限定された領収書等の写しの提出や、会計帳簿の提出を義務付けていないなど、公金の使用に係る透明化の促進に逆行している。

以上を踏まえて平成18年度政務調査費の収支報告書を検討すると、次の点で違法、不当な使途がある。

- (1) 領収書の写しが提出されているものについては、一応の支出目的の説明はあるが、明らかに使用内容が不明なもの、行為の内容が不明なもの及び目的外使用のものがあり、違法、不当である。
- (2) 領収書の写しが提出されていないもののうち、人件費及び事務所費については、事務所は他の目的でも使用しており、政務調査としての使用は多くても2分の1を超えないから、2分の1相当額は目的外使用で違法、不当である。
- (3) 人件費及び事務所費以外で、領収書の写しが提出されていないものについては、支出の合理性を示すものがなく、必要な費用に該当しない。

施行規程第2条に基づき各会派及び各議員が保管する会計帳簿や証拠書類の全部又は大半の提出が義務付けられていないことは、施行規程の

欠陥であり、会派及び議員は、これにより免責されるものではなく、説明責任を果たしていない。

全支給額の一部である上記(1)の件でも、高額な違法、不当な使用が行われており、大半の領収書の写しが非公開であることからしても、領収書の写しが提出されていないものの使用には理由がなく、法定の用途以外に使用されたと判断せざるを得ない。

- 2 上記 1 (1), (2)及び(3)により、会派政務調査費については 4 会派分計 56,214,910円、議員政務調査費については65名分計223,150,055円、合計 279,364,965円の損害を市が被っているので、京都市長（以下「市長」という。）が各会派及び議員に対しその損害額の返還を求めるよう勧告することを求める。

第2 個別外部監査契約に基づく監査

1 個別外部監査契約に基づく監査によることの決定

本件請求については、法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていたところ、監査委員は、同条第 2 項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、平成 20 年 4 月 8 日にその旨を市長に通知した。

2 個別外部監査契約に基づく監査の実施及び当該監査の結果に関する報告の提出

本件請求について、法第 252 条の 43 第 3 項において準用する法第 252 条の 39 第 5 項に規定する個別外部監査契約を締結した中村清之税理士（以下「個別外部監査人」という。）において監査（以下「本件個別外部監査」という。）が実施され、平成 20 年 6 月 13 日に、法第 252 条の 43 第 4 項の規定により、別添のとおり「京都市個別外部監査結果報告書」（以下「本件個別外部監査報告書」という。）が監査委員に提出された。

また、本件個別外部監査報告書と併せて、法第 252 条の 43 第 6 項において準用する法第 252 条の 38 第 2 項の規定により、「個別外部監査の結果に関する意見書」が提出された。

第3 個別外部監査人の判断

本件個別外部監査に係る個別外部監査人の判断は、本件個別外部監査報告書第 2 部第 5 のとおりである。

第4 監査委員の判断

本件個別外部監査報告書に基づき、平成 18 年度に京都市会（以下「市会」という。）の会派及び議員に交付された政務調査費について、市長が別表 1 の会派名欄に掲げる会派及び別表 2 の氏名欄に掲げる者に対し、それぞれ各表の目的外使用額欄に掲げる額（以下「目的外使用額」という。）の返還を請求しないことは違法であると認められるから、本件請求には、理由がある。

なお、監査委員及び個別外部監査人は、本件請求の対象（平成 18 年度に交

付された政務調査費のうち使途基準に反して使用された額の返還の請求を市長が違法又は不当に怠る事実) について判断するに当たり、会派及び議員による政務調査費の使用の適否や使途基準に反して使用された額についての請求人の主張に拘束される関係にはない。したがって、別表2では、一部、請求人が主張する額を超える目的外使用額を認定しているが、本件請求の対象とされていない財務会計上の怠る事実を認定したものではない。

また、本件個別外部監査は、平成20年4月8日現在の収支報告書に基づき実施されたものであり、本件個別外部監査報告書第2部第5-2に記載のとおり、収支報告書に計上されていない支出が存在することが想定されることから、目的外使用額は、同日後の収支報告書の修正により、変動する可能性がある。

第5 勧告

以上の判断により、本件請求には、理由があると認められるので、法第252条の43第5項において読み替えて適用される法第242条第4項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

勧 告

平成18年度に交付した政務調査費のうち目的外使用額の返還について、期限を定めて該当の会派及び個人に対して返還を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

また、必要な措置を講じるに当たっては、あらかじめ、期限を定めて、自主的な収支報告書の修正及び修正後の収支報告書に基づく残額の返還の機会を与えられたい。

上記の措置は、平成20年9月30日までに講じられたい。

第6 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長及び京都市会議長（以下「市会議長」という。）に対し、次のとおり意見を提出する。

意 見

政務調査費については、平成20年度から領収書等の公開範囲の拡大、使途基準の更なる明確化等を図るための京都市政務調査費の交付に関する条例等諸規程の改正や政務調査費の運用に関する基本指針の策定がされるなど、市会において、政務調査費の一層の透明性の確保を図るための積極的な取組がなされているところである。

ところで、政務調査費の適正な使用については、政務調査費の交付を受けた会派及び議員における自律的な取組によって確保されるべきであることはいうまでもないが、京都市政務調査費の交付に関する条例上、収支報告書及びこれに添付する領収書等の写しを市会議長に提出することとされ、政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対する必要な報告の徴収又は調査の権限

が市会議長に与えられていることからすれば、上記の会派及び議員による自律的な取組に加え、市会議長における適切な指導や権限の行使が予定されていると考えられる。

一方、仙台高裁平成 19 年 4 月 26 日判決によれば、政務調査費の使途が使途基準に照らして適正なものか否かについては、政務調査費を交付する者の審査を受けることが予定されているとされたうえ、長は、条例や規則に長の調査権限を定めた規定がなくても、政務調査費の使途が適正であるか否かを審査し得ることは当然であり、会計帳簿や領収書等によって調査をすることが、議員や議会の自律性を侵害するものとはいえないとされている。そして、長は、整理保管が義務付けられた領収書等の資料に照らし、適正と認められない使途に政務調査費が使用されていれば、その返還を請求すべきである旨、判示されている。

政務調査費をめぐる社会情勢から、今後、政務調査費の適正な執行の確保に係る市会議長及び市長の責務は、より重要性を増すと考えられるところであるから、政務調査費制度の運用に対する市民の信頼の一層の向上に資するため、市会議長及び市長の相互の協力の下で、適切に対応されたい。

別表 1 政務調査費目的外使用額一覧（会派分）

（単位：円）

会派名	支出済総額	目的外使用額
自由民主党京都市議員団	36,214,455	2,270,685
日本共産党京都市議員団	33,600,000	3,819,818
公明党京都市議員団	17,802,510	884,960
民主・都みらい京都市議員団	16,800,000	433,255

別表 2 政務調査費目的外使用額一覧（議員分）

（単位：円）

氏名	支出済総額	目的外使用額
青木 ヨシオ	4,800,000	1,867,712
磯辺 とし子	4,800,000	1,680,700
井上 与一郎	4,800,000	2,394,420
内海 貴夫	4,800,000	813,747
加地 浩	4,800,000	2,005,367
加藤 盛司	4,800,000	1,314,009
北川 明	4,783,778	2,583,163
国枝 克一郎	4,800,000	904,549
小林 正明	4,800,000	1,082,569

繁 隆夫	4,800,000	81,250
高橋 泰一朗	4,800,000	496,422
田中 セツ子	4,798,907	849,460
田中 英之	4,800,000	608,847
津田 大三	4,800,000	1,746,650
寺田 一博	4,800,000	1,792,344
富 きくお	4,800,000	545,471
中川 一雄	4,800,000	847,328
中村 三之助	4,800,000	1,602,204
中村 安良	4,800,000	841,923
西脇 尚一	4,800,000	2,700,915
橋村 芳和	4,800,000	3,551,370
巻野 渡	4,800,000	403,416
椋田 知雄	4,800,000	2,229,143
赤阪 仁	4,800,000	2,689,715
井坂 博文	4,800,000	2,701,580
井上 けんじ	4,800,000	2,643,353
岩橋 ちよみ	4,800,000	2,626,127
加藤 あい	4,800,000	2,640,888
加藤 広太郎	4,800,000	2,618,461
河合 ようこ	4,800,000	2,620,045
北山 ただお	4,800,000	2,638,023
くらた 共子	4,800,000	2,624,557
倉林 明子	4,800,000	2,643,936
佐藤 和夫	4,800,000	2,639,933
せのお 直樹	4,800,000	2,630,331
玉本 なるみ	4,800,000	2,635,884
西野 さち子	4,800,000	2,601,900
樋口 英明	4,800,000	2,631,128
ふじい 佐富	4,800,000	2,613,196
藤原 冬樹	4,800,000	2,681,222
宮田 えりこ	4,800,000	2,677,705

山中 渡	4,800,000	2,666,485
山本 正志	4,800,000	2,577,214
井上 教子	4,554,248	2,137,569
木村 力	4,425,785	2,001,215
久保 勝信	4,688,866	1,287,258
久保 省二	4,047,345	1,527,523
柴田 章喜	4,687,980	2,272,869
曾我 修	4,625,703	2,405,845
大道 義知	4,409,080	701,108
谷口 弘昌	4,500,205	2,376,234
津田 早苗	4,341,200	1,486,412
日置 文章	4,595,001	1,788,339
湯浅 光彦	4,397,162	1,518,553
安孫子 和子	4,800,000	1,976,645
今枝 徳蔵	4,800,000	2,957,944
宇都宮 壮一	4,588,220	2,008,586
隠塚 功	4,800,000	2,102,367
小林 あきろう	4,800,000	1,256,553
鈴木 マサホ	4,800,000	2,323,754
砂川 祐司	4,800,000	2,245,171
宮本 徹	4,800,000	3,699,832
山岸 たかゆき	4,800,000	477,515
山口 幸秀	4,800,000	2,084,885
村山 祥栄	4,800,000	528,682

(監査事務局第一課)

京都市個別外部監査結果報告書

(平成18年度に交付した政務調査費に係る住民監査請求)

付、個別外部監査の結果に関する意見書

平成20年6月13日

京都市個別外部監査人

税理士 中村 清之

目 次

第1部 監査手続.....	1
第1 個別外部監査契約等.....	1
1 監査の種類.....	1
2 請求の経緯.....	1
(1) 請求の要旨.....	1
(2) 措置請求の内容.....	2
(3) 個別外部監査契約に基づく監査を求める理由.....	2
3 個別外部監査の実施.....	2
4 政務調査費の内容.....	2
5 監査対象（請求人の主張する目的外支出の範囲）.....	3
第2 請求人からの陳述聴取.....	4
第3 市会事務局職員からの陳述聴取.....	7
第4 関係人からの事情の聴取及び書類の提出.....	19
第2部 監査結果.....	20
第1 関係法令等.....	20
第2 利害関係.....	22
第3 監査の基本方針及び判断基準.....	22
第4 判断.....	31
第5 結論.....	32
別表第1 平成18年度に交付した政務調査費に係る収支報告書 項目別内訳一覧表.....	34
別表第2 平成18年度 政務調査費監査対象額一覧表〈会派分〉.....	38
別表第3 平成18年度 政務調査費監査対象額一覧表〈議員分〉.....	39
別表第4 平成18年度 政務調査費目的外支出額一覧表〈会派分〉.....	42
別表第5 平成18年度 政務調査費目的外支出額一覧表〈議員分〉.....	43
別表第6 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈会派別分〉.....	46
別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉.....	54
〔個別外部監査の結果に関する意見書〕.....	183
別表 A 収支報告書（案）.....	189
別表 B 減価償却費計算書（案）.....	191

凡 例

本報告書において、以下の略称を用いた。

略 称	正 式 名 称 等
法	地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。平成 14 年改正後のもの。）
条例	平成 17 年 3 月改正第 36 号 京都市政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年 3 月 30 日 条例第 66 号）
条例施行規則	京都市政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年 3 月 30 日 規則第 110 号）
条例施行規程	平成 17 年 3 月改正第 2 号 京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成 13 年 3 月 30 日 市会規程第 3 号）
取扱要綱	平成 18 年 3 月改正 京都市政務調査費取扱要綱（平成 13 年 3 月 30 日 市会議長決定）
市	京都市
自由民主党議員団	自由民主党京都市会議員団
日本共産党議員団	日本共産党京都市会議員団
公明党議員団	公明党京都市会議員団
民主・都みらい議員団	民主・都みらい京都市会議員団
会 派	自由民主党京都市会議員団、日本共産党京都市会議員団 公明党京都市会議員団、民主・都みらい京都市会議員団 の各議員団の総称
議 員	京都市会議員

京都市個別外部監査結果に関する報告
(平成18年度に交付した政務調査費に係る住民監査請求)

平成20年6月13日

京都市監査委員 殿

個別外部監査人	税理士	中村	清之
同 補助者	弁護士	松枝	尚哉
同 補助者	弁護士	日下部	和弘
同 補助者	税理士	辻本	真也
同 補助者	税理士	小林	由香

第1部 監査手続

第1 個別外部監査契約等

1 監査の種類

法第252条の43第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査請求に係る事項についての監査

2 請求の経緯

(1) 請求の要旨

ア 政務調査費の支出は法第100条及び同第2条14項に基づき会派及び議員が市民のため、市の政務について具体的に「調査」を必要とするものにつき、最小限で行なわれなければならない。

イ 会派や議員は十分にその内容の真実性はもちろん、必要性、効用(効果)を市民に説明する責任を負うものであり、説明が不十分であったり、内容が曖昧であったり、私的利用であったり、議員公職としての関連性が疑われたりするものは不適法というべきである。

ウ 市では法令の趣旨と枠(「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」)を越えた条例施行規程が定められていると思われる。

特に費用区分は曖昧で、その内容に大きな幅があるなど裁量権を大幅に認め、純然たる調査研究活動以外の議員活動のために要する費用

にまで広げ、目的外使用に十分な歯止めがかけられていないと見受けられる。

また、金額が1件5万円以下及び人件費・事務所費に該当する領収書の写しの提供を義務付けていないということに現われている、限定された「領収書の写しの提供」や会計帳簿の提出を義務付けていないことなど、公金使用の透明化促進に逆行している。

(2) 措置請求内容

(1)で述べたように、条例施行規程やその適用区分についても問題点を含んでおり、この点も踏まえて、平成18年度政務調査費の収支報告書を厳格に検討すると、会派で56,214,910円、議員全員で223,150,055円、合計279,364,965円が違法・不当に支出されている。

よって、この損害額の返還を市長が各議員団・議員に対し求めるよう勧告する措置をとることを請求する。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査を求める理由

事案の趣旨に鑑み、市の4名の監査委員のうち2名は議員であり、議員が本件に関与することは利益相反行為として不適切であり除斥されるのは当然であるが、他の1名も市OBであり、市、議会、議員への独立性は脆弱である。従って、残る1名で監査を行うことは困難であるから、個別外部監査人による監査を希望する。

3 個別外部監査の実施

京都市民10名から提出された平成20年3月31日付け「京都市職員措置請求書」に係る住民監査請求(同年3月31日京都市監査事務局收受。同年4月15日に補正(No.1, No.2)を同局收受。以下「本件住民監査請求」という。)において、請求人は法第242条第1項に基づく監査と併せて、法第252条の43第1項に基づく個別外部監査による監査を求めたところ、同年4月8日、京都市監査委員は個別外部監査契約に基づく監査によることが相当との決定をした。

これを受けて、同年4月9日個別外部監査契約が締結され、同日から同年6月13日までの間、個別外部監査を実施し、その結果を京都市監査委員に提出するものである。

4 政務調査費の内容

会派(4団体)及び議員(65名)の平成18年度政務調査費の交付金額、項

目別支出額及び残額（返還額）の内訳は、「平成 18 年度に交付した政務調査費に係る収支報告書項目別内訳一覧表」（別表第 1）に記載のとおりであるが、その概要は次のとおりである。

（単位：円）

	交 付 額	支 出 額	返 還 額	
会 派	107,520,000	104,416,965	3,103,035	(2 会派)
議 員	312,000,000	308,243,480	3,756,520	(14 名)
合 計	419,520,000	412,660,445	6,859,555	

5 監査対象（請求人の主張する目的外支出の範囲）

請求人は、各会派及び議員に対し、証拠を添付して「平成 18 年度 政務調査費監査対象額一覧表〈会派分〉」（別表第 2）、「同〈議員分〉」（別表第 3）のとおり、合計 279,364,965 円の支出を違法と主張しているが、その概要は次のとおりである。

（単位：円）

				合 計
	1. 領収書の写し提出済のもの	2. 領収書の写しの提出が無いもの内、人件費・事務所費	3. 2. 以外の領収書の写しの無いもの	
会 派	30,100,613	15,064,000	11,050,297	56,214,910
議 員	51,333,551	82,274,000	89,542,504	223,150,055
合 計	81,434,164	97,338,000	100,592,801	279,364,965

第2 請求人からの陳述聴取

- 1 請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成20年5月1日陳述の機会を与え、請求人から請求内容の補足説明等を受けた。

その際、法第252条の43第7項の規定に基づき、京都市市会事務局職員が立ち会った。

2 請求人の意見陳述の概要

(1) 政務調査費に関する基本的な考え方

政務調査費は地方議会の会派や議員個人の活動経費として、法第100条に規定された「交付金」で、各自治体が条例を設け、交付方法や用途を決めることができるとしているが、法制化に当たって、その趣旨は「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、合せて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」と説明されている。

また、旧自治省通知で、政務調査費の制度化に当たっては、個々の地方公共団体が議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性や交付対象を十分検討すること、条例の制定にあたっては、透明性の確保に十分意を用いることとされている。

請求人は、地方分権の強化・議会活性化のために、交付される政務調査費それ自体を否定するものではない。

(2) 市政調査研究費からの流れ

かつて市では市政調査研究費が交付されていたが、条例の制定も無く、要綱による運用によるもので、法の裏づけがなく、また、その使途について透明性が全く確保されていなかったこと等、違法性が問われていた。

平成12年に「地方分権で議会の機能強化が必要になる」との理由から、上記(1)のように議員立法で地方自治法が改正され、これを受けて市においても条例を策定し「政務調査費」に切り替えた。

請求人は平成13年3月、「京都市政務調査費の交付に関する条例」制定時に政務調査の支出について以下の7項目の申し入れを行ったが、これらの点は今でも変わりなく守られるべき原則であると考える。

①条例の目的を明確にすべき。

②会派を構成していない、無会派議員に対する扱いの不平等を除去すべき。

- ③申請・交付は調査研究事業ごとにすべき。
- ④報告には、帳簿と領収書を添付すべき。
- ⑤使途基準と共に、使途制限をも規定すべき。
- ⑥交付額の決定は、第三者機関の意見を尊重すべき。
- ⑦行政・議会は、市民の意見をしっかりと聞く機会を設け、それを反映する努力をすべき。

しかし、政務調査費を交付されている会派や議員は、政務調査費の使途を法制化の趣旨とは異なり、市政調査研究費の時と変わらぬ状態で支出を続けていると言わざるを得ない。

条例施行規程による使途基準においても、透明性の確保に十分意を用いることなく、具体的で明確な使途基準や運用マニュアル等を定めていないと考える。

(3) 政務調査費に対する社会の関心

このような政務調査費の使途に関して、重大な疑念を生み、多くの道府県や市で監査請求が行われてきている。

大阪府では個別外部監査が行われ、京都府では監査委員監査が行われたが、学識経験者の意見を聴取する等厳格に監査され、多額の政務調査費の返還が勧告されるに至っている。

政令指定都市においても、川崎市で個別外部監査が行われ多額の政務調査費の返還勧告がなされている。

また、政務調査費の使途に対する世論の関心・批判が急速に高まり、その圧力を受けて多くの道府県や市が領収書の1円からの全面公開や使途基準の厳格化・運用マニュアル作成等を行ったり、準備をしたりするなど、改善の動きが始まっている。

現在、京都市議会でも領収書の全面開示や使途基準の厳格化などが検討されているが、聞きおよんでいるところでは、まだまだ改善の余地がある。

(4) 個別外部監査人の監査を行うに当たっての要望

政務調査費の交付を行っている地方自治体の使途基準について、各地で提起されている訴訟で、各支出項目について裁判所の一定の判断が示され始めている。また、監査においても、個別外部監査が行われたり、監査に当たって学識経験者の意見を聴取されたりしながら、使途基準について相当厳格な検討が加えられてきている。

これらの既集積された判例の基準、個別外部監査や監査委員監査でも厳格に検討されている基準を、今回の監査請求においても参考にされながら、さらに、使途基準を厳格に検討され、透明性も十分確保される状態に

なるよう切に要望する。

(5) 具体的指摘事項の主な内容

ア) 会派分

調査旅費	・行き先・参加人数及び内容を説明する証拠書類の添付がない。
資料作成費	・コピー代について使用内容が不透明。 ・市会手帳と別冊の購入は政務調査費の対象ではない。
資料購入費	・議員情報の費用は政党内部の情報登録のためと推測される。 ・各党の機関誌の購入は政務調査費と関係がない。
通信運搬費	・郵便切手 350 万円の保管及び使用実態が不明。
備品消耗品費	・フラッシュメモリー、印刷機、モバイルパソコン、電子辞書、テレビ、冷蔵庫等の購入は会派活動のための資産購入である。
広報費	・「議員団の周年記念誌」等のデータ化の費用、「議員団ニュース」合本作成費、議員団のホームページへのアップ費等は会派運営のための支出である。

イ) 議員分

<p>① 平成 19 年 3 月限りでの引退表明後、平成 19 年 2 月、3 月に購入したテレビ、プリンター、パソコンは、購入時期が任期切れ寸前であり、政務調査費での資産購入は常識外の所業であり、倫理的にも問題がある。</p> <p>② パソコン、プリンター、折りたたみテーブル、コピー機の購入は議員活動のための資産購入であり、政務調査とは認められない。</p> <p>③ はがきの大量購入は、暑中見舞い、年賀状または議員としての挨拶状に使われたと考えられる。</p> <p>④ 年賀はがきを数ヶ所から購入しているのは、郵便局以外の販売店からの購入は選挙活動とも疑われる。</p> <p>⑤ 領収書に宛名のないものがある。</p> <p>⑥ 平成 19 年 4 月付けの領収書がある。</p>

第3 市会事務局職員からの陳述聴取

- 1 京都市市会事務局職員に対し、平成20年5月1日に陳述の機会を与えその陳述を聴取した。

その際、法第252条の43第7項の規定に基づき、請求人らが立ち会った。

2 市会事務局職員らの陳述の概要

(1) 政務調査費の法制化の経過等について（市会事務局長陳述）

ア 政務調査費は、本市において、法及び条例に基づき、議員の市政に関する調査研究に資するため、市会における会派及び議員に対し、必要な経費の一部として交付している。

イ この政務調査費が法制化されるまで、議員報酬、また、本会議や委員会出席の際の費用弁償のほかに、議員の活動に掛かる経費は、法において手当されていなかった。

しかしながら、戦後の経済成長に歩調を合わせ、加速度的に多様化、複雑化する社会情勢の変化を背景に、地方自治における二元代表制の下、議会と執行機関はよく車の両輪に例えられるように、執行機関と共に、この車の両輪の一方の重責を担う議会の構成員である議員として、非常に広範・多岐にわたる様々な行政課題に適切に対処し、また、様々な住民の意見、要望等を市政に反映させるなど、議員が活動していくためには、地方自治行政に関する広範かつ日常的な調査研究活動が不可欠なものとなってきた。また、同時に、こうした議員の調査研究活動を確実に遂行し、継続していくためには、人件費、事務所費等をはじめとして、様々な諸経費が相当程度必要となってくるため、議員報酬や費用弁償以外に、これらの経費を公的に助成する必要性が生じてきた。

ウ 以上のような歴史的な経緯を踏まえつつ、全国の地方議会から、いわゆる補助金ではなく、議員の調査研究活動を公的に助成する法制度を正面から整備する必要性が強く主張されるようになり、国に対し、全国市議会議長会等を通じて、その法制化を繰り返し要望してきた経過がある。

また、平成11年7月に、いわゆる地方分権一括法が成立し、平成12年4月に施行されたことにより、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大し、地方議会が担う役割がこれまで以上に増して、重要なものとなるとの認識が広く共有されるようになった。

政務調査費は、このような経過と認識の下、調査研究費等の助成制度を

制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることにより、地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図るため、使途の透明性の確保と併せて、議員立法により、同年5月の法改正により法制化された。

その結果、市の含む大半の地方公共団体では法第232条の2に基づく補助金として調査研究費を交付することとなった。

エ 議員としての活動には様々なものがあるが、政治団体の活動、選挙運動等の政治活動を除くと、議員活動は、議会活動、会派活動、議員活動（狭義）のおおむね3つに大別できる。

議会活動とは、本会議又は議会の委員会に出席して行う審査、議決等に関する活動である。

会派活動とは、講学上、議会内部において結成された、党派や意見を同じくする議員の一団と言われる会派として行う活動であり、議会の管理運営に係る活動、議会活動に資する活動その他の市政に関して行う調査研究活動等がある。

議員活動（狭義）とは、議員が市政に関して行う調査研究活動であり、議案等の審査・政策立案に資するため、市の事務に関し、執行機関の職員、住民、学識経験者等からの意見聴取、他都市の先進事例調査・視察、研修会への参加等、本市の広範な行政諸課題に関して、日常的に行う調査研究活動ある。

これらの議員としての活動のうち、会派活動としての市政に関する調査研究活動及び議員活動としての市政に関する調査研究活動が、政務調査費の対象となるものである。

オ このように、議員は、本会議や議会の委員会への出席以外にも、執行機関に対する監視機能を果たすための情報収集、住民からの意見聴取、相談対応など、市政に関して日常的に幅広い活動を行っており、地方主権とも言われる状況において、会派及び議員には、行政の監視のための審議能力に加え、高度化、複雑化する住民要望を的確にとらえ、地方の実情に応じた政策立案へと発展させていくことが、これまで以上に求められてきている。

従って、法において「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」と規定されている政務調査費は、法制化の経過、調査研究基盤の充実という目的、会派及び議員の担う役割、広範な活動の実情に照らし、調査研究に直接用いられる費用に限られず、会派及び議員の日常的な調査研究活動における基盤の充実・態勢の確保に資する費用等、合理的な範囲

で相当の関連性を有する間接的な費用にも、広く充てることができるものと解している。

カ 無論、政務調査費が市民の貴重な税金から支出されている以上、その用途について、透明性を確保し、積極的に説明責任を果たすことが求められていることについては、議員においても十分に認識している。平成 17 年度からは 1 件 5 万円以上の支出について、更に、平成 20 年度からはすべての支出について、収支報告書に領収書等を添付することとするなど、社会情勢の変化を踏まえた取組が積極的に進められている。

全国的にみて、政務調査費に関する社会情勢が急激に変化し始めたのは、平成 19 年度あたりからであろうかと認識している。平成 19 年度中に出された他都市における住民監査請求に対する勧告や、住民訴訟の判決の中で、政務調査費の使用範囲に係る判断、按分等の考え方に係る判断が、それまで以上に、より明確に示され、また、全国的にも、こうした考え方が、一般的なものとして、ある程度定着し始めたことを踏まえ、これらに関する本市の取扱いを政務調査費の運用に関する基本指針としてまとめあげ、平成 20 年度から適用しているところである。

キ 詳説すると、政務調査費制度の透明性を確保するために、京都市会としましては、まず、第 1 次の市会改革検討小委員会における議論を経て、平成 17 年度交付分から事務所費・人件費を除く 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等を収支報告書に添付し、一般の閲覧に供する取組を始めた。

平成 18 年度当時の条例に基づく用途基準については、請求人の主張では、裁量の幅が大きく、あいまいである旨の批判的な評価がなされているが、大阪高裁の判断に照らしても、当時の用途基準は法的に何ら問題がないものであり、用途の具体例も例示しており、決して、具体性に欠けるあいまいな抽象的な基準ではなく、請求人の批判は当たらないものと考えている。ただ、用途基準が世の森羅万象をすべて網羅した完璧なものであることはあり得ない以上、議員が実際に使用するに当たっては、個別具体的な場面で、判断に迷うことも度々あり、その際、議員も、また、相談を受ける市会事務局職員も、試行錯誤しながら、適正な制度運用を目指して、取り組んできたものと認識している。

その後、平成 19 年度あたりから、政務調査費に関する社会情勢が急激に変化し始めましたのを受け、京都市会としても、迅速に、見直しの態勢を整え、平成 19 年 9 月以降、第 3 次市会改革検討小委員会での精力的・集中的な議論を経て、領収書等の全部公開、新たな基本指針の策定とい

った積極的な取組を行ってきた。特に、この基本指針の内容としては、①対象活動がすべて政務調査活動であれば、その全額に政務調査費を充てることができる、②政党活動、後援会活動等が混在している場合は、その活動の実態に照らして、適切に按分した経費に政務調査費を充てることができる、③この按分割合が算出困難な場合は、2分の1あるいは3分の1といった按分割合を適用する、という3段階の判断過程を経るものとなっているが、特に、按分割合が算出困難な場合の3段階目の数値基準については、平成19年度以降明らかにされてきた、他都市の監査結果や裁判例等を参考に、策定したものであり、平成18年度当時は、全国的に見ても、こうした数値を一律に適用するといったことは、必ずしも、一般的な考え方ではなかったと認識している。

いずれにしても、今後は、新たな基本指針等に基づき、京都市会として、政務調査費制度のより適正な運用を図っていくために、市会事務局としても、適切なサポートに努めたい。

(2) 京都市の政務調査費制度の概要等について（政務調査課長陳述）

ア 政務調査費については、法第100条第13項において「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、」交付することができること、及び「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」ことが定められている。また、同条第14項において「会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費の収入及び支出の報告書を議長に提出する」こととされている。

イ 市では、法の規定を受けて、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法並びに収支報告書に関することともに、使途の透明性の確保の観点から収支報告書を広く閲覧することができることとする「京都市政務調査費の交付に関する条例」を平成13年3月に制定し、平成13年4月から施行している。

また、交付申請書、返還等の細目的事項を定める条例施行規則、具体的な使途基準、会計帳簿や領収書等の整理保管等について定める条例施行規程、一定の使途項目からの支出に際して整理すべき台帳等について定める取扱要綱を定め、これらに基づき政務調査費制度を運用している。

ウ 交付については、会派及び議員を交付対象とし、申請を受けた市長に

において交付決定の上、会派には所属議員数に月額 14 万円を乗じて得た額を、議員には月額 40 万円を四半期ごとに交付している。

エ 使途基準については、条例第 11 条に基づき、規程の別表 A 表(会派分)、B 表(議員分)において次のとおり定めている。

A 表 (会派分)

項 目	内 容
委託調査費	会派が行う外部団体又は個人への調査委託に要する経費(委託調査費)
研修研究費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な他都市調査等に要する経費(交通費、宿泊費、調査費等)
会 議 費	会派が住民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費、食糧費、茶菓子料等)
広 報 費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策を住民に報告するために要する経費(報告書及び広報紙の印刷費、会場費、ホームページの作成費及び管理費等)
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費(図書、雑誌、新聞、資料等)
通信運搬費	会派が行う調査研究活動のために必要な交通及び通信に要する経費(備車料、電話代、FAX代、切手・はがき代等)
備品消耗品費	会派が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費(机、椅子、コピー機、パソコン、事務用品、ガソリン代等)
人 件 費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費(給料、賞与、各種手当、各種保険等)
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(賃借料、維持管理費、公租公課、保険料、光熱水費等)
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

B 表 (議員分)

項 目	内 容
委託調査費	議員が行う外部の団体又は個人への調査委託に要する経費(委託調査費)
研修研究費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な他都市調査等に要する経費(交通費、宿泊費、調査費等)
会 議 費	議員が住民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費、食糧費、茶菓子料等)
広 報 費	議員が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策を住民に報告するために要する経費(報告書及び広報紙の印刷費、会場費、ホームページの作成費及び管理費等)
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費(図書、雑誌、新聞、資料等)
通信運搬費	議員が行う調査研究活動のために必要な交通及び通信に要する経費(備車料、電話代、FAX代、切手・はがき代等)
備品消耗品費	議員が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費(机、椅子、コピー機、パソコン、事務用品、ガソリン代等)
人 件 費	議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費(給料、賞与、各種手当、各種保険等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(賃借料、維持管理費、公租公課、光熱水費、保険料等)
その他の経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費

オ 収支報告書については、通常、交付年度の翌年度の4月30日までに議長に提出される。

平成17年3月の条例改正により、平成17年度交付分から、人件費又は事務所費に該当するものを除き、1件5万円以上の支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」とう。）の写しが収支報告書に添付されている。

提出された収支報告書については、市会事務局において、交付済総額、使途項目ごとの支出済額及び主な実績・内容、支出済総額、差引残額を、また、領収書等の写しについては、日付、金額、ただし書等を確認し、受領している。

このように提出された収支報告書等は、議長において5年間保存することとなっている。このほかの領収書等の原本、会計帳簿、各種台帳等の要綱で定める書類等については、会派又は議員において5年間保管することとされている。

また、使途の透明性確保の観点から、収支報告書等は、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から閲覧に供しているほか、収支報告書の写しを市長に送付している。

カ 議長の調査については、条例で、収支報告書及び領収書等の提出があったときに、政務調査費の適正執行を図るため必要な限度で報告を求め、又は調査することができることとされているが、その運用としては、会派及び議員の調査研究活動に対する干渉となることを避けるため、提出された収支報告書及び領収書等の記載内容から、明らかに使途基準に合致しないなどの疑義が生じた場合に限られるものと解している。

キ 返還については、収支報告書等を提出した場合に、残額があるときは、市長の定めるところにより返還することとされている。

また、市長は、使途基準で定める経費以外に政務調査費を使用したと認めるときは、既に交付した政務調査費の全部又は一部の返還を命じることができるものとされている。

(3) 請求人の主張に対する意見（政務調査課長陳述）

ア まず、請求の要旨から、請求人は、政務調査費の使用範囲を「市の政務について具体的な「調査」を必要とするもの」に限定されること、使

用した内容の説明が不十分な場合などは政務調査費の使用そのものが不適法であること、本市の使途基準が法に抵触していることを前提に、個別の主張をしていると解されるが、全体的にみて、それぞれの支出がなぜ、違法・不当であるのかについて、具体的な理由・根拠の摘示が不十分であり、請求人が主張する違法性・不当性の理由・根拠・判断基準は、判然とせず、極めて不分明であると考えられる。

純然たる私的な活動や、後援会活動のうち、後援者たる住民の意見聴取等にとどまらず自身への投票を主目的に選挙活動の一環として行う活動など、調査研究活動に明らかに該当しない活動に政務調査費を充てることが認められないことは言うまでもないが、このようなもの以外の使用を一律に認めず、あるいは、極めて限定的にしか認められないとする考え方は、失当である。

イ 市の政務調査費については、過去に、平成 15 年 4 月分に係る住民訴訟が提起された。当該訴訟は平成 18 年 1 月の大阪高裁判決をもって確定しているが、その中で、市の使途基準について、備品消耗品費の使途内容を例に、政務調査費制度の立法趣旨、法の包括的な規定を前提に「調査研究活動に直接必要な経費に限定して解釈することを前提として、議員控室の環境を良くするための花代のような調査研究活動に直接必要でない経費は含まれないという解釈をすべき根拠は乏しい」とし、使途基準を限定的に解釈する考え方が否定されている。

ウ また、使途基準については、この高裁判決において、「法第 100 条第 13 項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」の内容を具体化したものであって、法の趣旨に反するものでないことは明らかである」とされている。

当該判決の前提となる使途基準は、その後、第 1 次の市会改革検討小委員会における議論を踏まえ、使途項目の構成をより分かりやすいものとするために、使途項目の名称等が変更されているが、使途基準全体の趣旨に特段の差異はなく、使途基準が法の趣旨に反するものではないというこの高裁判決の判断は、平成 18 年度の使途基準にも適用されるべきものである。

エ 更に、収支報告書及び領収書等の写しの提出は、条例の規定に基づいて行われているものである。請求人の主張は、領収書等の提出がなされていない、すなわち義務付けられていない行為がされないことをもって、

直ちに不適法とする趣旨かとも解されるが、違法性・不当性の具体的な理由の摘示としては、不十分である。

オ さらに、請求人は、会派分の広報費について、各会派の機関紙、ニュース等の発行は会派運営上でも必要で使用している部分が含まれているとして、その経費の2分の1を超える分を違法・不当と主張するが（請求書2ページ）、「会派運営上でも必要」という主張の趣旨が不明であり、違法性・不当性の理由の根拠が不明確である。また、予算書等の作成や傍聴ビラ案内などは会派活動であるとして、目的外の使用であると主張する部分についても、会派としての政務調査活動の一環である広報活動に広報費として政務調査費を充てることが認められる以上、請求人の主張には理由がない。

カ 会派分の資料作成費について、予算要望の印刷などが政務調査と何ら関係がないと主張する部分についても、会派又は議員の政務調査活動に必要な資料作成費用であれば、当然に政務調査費を充てることができるものであり、違法性・不当性の理由の摘示としては具体性を欠き、不十分である。

キ 会派分の資料購入費について、自党の機関紙の過大な購入等を理由に目的外の使用を主張する部分についても、市政に関する調査研究活動に資するための広範な情報収集を目的として、各種新聞、図書等を購入する必要性に照らして、例えば、自党の機関紙等であっても、合理的な範囲内での購入は認められるべきであり、何をもって過大と評価し、違法・不当と判断したのか、具体的な理由の摘示としては不十分である。

ク 会派分の通信運搬費についても、各会派の機関紙やニュースの郵送・配布は会派運営上でも必要であることを理由に、その経費の2分の1を超える分を違法・不当と主張するが、「会派運営上でも必要」という主張の趣旨が不明であり、違法性・不当性の理由の根拠が不明確である。また、各会派の機関紙やニュースの郵送のために必要な切手の購入、政務調査活動に必要な資料として作成した予算要求書の郵送費は、通信運搬費として政務調査費の対象となるものである。

ケ 会派分の備品消耗品費についても、各種リース代が会派運営上でも必要で使用していることを理由に、その経費の2分の1を超える分を違

法・不当と主張するが、「会派運営上でも必要」という主張の趣旨が不明であり、違法性・不当性の理由の根拠が不明確である。また、その他の備品購入が会派の資産購入であることを理由に違法・不当であると主張する部分についても、違法性・不当性の理由の根拠が不明確である。備品購入の適否については、端的に、その直接的又は間接的な効用を含めて、広範な政務調査活動を的確に実施し、維持・継続するための態勢を整えるために、その備品の購入等が必要であるか否かという実質的な観点から判断がなされるべきであり、この観点からの請求人の具体的な主張はなされておらず、違法・不当の理由は不明確である。

なお、以上のことに関連して、参考までに付言すると先の高裁判決では、調査研究に資するものとして、会派控室に備えるテレビ、コピー機、花、ワイヤレスアンプ、サイクロンクリーナー、ホッチキス、政党機関紙等の購入が認められている。

コ 次に、議員分の広報費・通信運搬費について、政務調査活動ではなく、通常の議員活動の一環であるから目的外の使用であると主張する部分についても、「政務調査活動ではなく、通常の議員活動の一環」という主張の趣旨が全く不明であり、違法性・不当性の理由の根拠が不明確である。広範な議員活動の一部として、市政に関する調査研究活動である政務調査活動が含まれていると解されるべきであり、請求人が主張する議員活動と政務調査活動の関係の捉え方には、理解に苦しむものがある。また、会派分としての広報費・通信運搬費としては、その2分の1は許容しておきながら、議員個人分については、全く同様の活動であるにもかかわらず、その全額を認めないとする主張には、判断基準として、一貫したものがないと言わざるを得ない。更に、はがきの購入、市政報告等の作成、印刷、郵送等について、政務調査ではなく、目的外の使用と主張する分についても、はがきを利用した市政活動報告は、実態として広く一般的に行われており、適正な広報活動の一環であり、請求人の主張には理由がない。

なお、参考までに付言すると、はがきによる広報については、岡崎市議会の政務調査費に関する平成17年5月26日付け名古屋地裁判決において適法と判断されている。

サ 議員分の備品消耗品費について、目的外の使用等と主張する部分についても、請求人の主張は、違法性・不当性の理由の根拠が不明確である。

シ 議員分に関して、その他として、調査旅費、会議費、資料作成費、資

料購入費の支出が政務調査と関係がなく、違法・不当であると主張するが、その具体的な理由の根拠が不明確である。また、印刷や発送した書類の写し等が収支報告書に添付されていないことをもって、違法性・不当性の根拠と主張しているものと解されるが、条例上の法定の手段として、当該添付は必要とされていなかったもので、このことから直ちに違法性・不当性を根拠付けるのは、失当である。

ス 更に、請求人は、領収書の提出がないもののうち、人件費・事務所費については、一律に、その 2 分の 1 を目的外の支出として、違法・不当であると主張するが、その一律の数値的根拠を含めて、理由が不明確である。

個々の議員活動の実態は、千差万別であり、政務調査費の支出の適否を判断するに際しても、基本的に、一律の数値基準で判断することは適切ではなく、できる限り、個別具体的な議員活動の実態に照らして、判断がなされるべきものである。人件費・事務所費に関して、具体的には、事務所での活動実態、事務所の利用実態、また、補助職員の活動実態が、100 パーセント政務調査活動に係るものであれば、当然に、そのすべての経費が政務調査費の対象となると考えるべきであり、また、それらの活動実態の一部に、後援会活動等の政務調査活動以外の活動が含まれ、混在しているのであれば、その活動割合に応じて、適宜、按分して政務調査費からの支出が認められるべきであり、一律に 2 分の 1 の経費を排除することに何ら合理的な理由は見出せない。

第4 関係人からの事情の聴取及び書類の提出

平成18年度に京都市政務調査費の交付を受けた次の4会派及び65名の議員（当時）に対し、法第252条の43第6項で準用する同第252条の38第1項の規定に基づき、会計帳簿及び領収書等及び支払証明書等の提出を求めたところ、各会派及び議員とも4月25日までに上記書類を提出するとともに、事情の聴取に先だち各会派及び各議員に送付した質問書に対する回答も、1議員を除き、持参もしくは事前送付による協力を得た。そして5月2日から5月23日までに会派は代表者及び経理責任者等、議員は本人及び経理責任者等が出頭し、収支報告書に係る事実関係の説明に応じた。

5月2日	民主・都みらい議員団、公明党議員団
5月9日	自由民主党議員団、日本共産党議員団
5月7日から 5月23日	議員65名（但し、日本共産党の各議員20名は収支報告書の内容が近似しているの ので、党の代表者及び議員団事務局長等が代理で出席した。）

また、不足書類については必要に応じ提出依頼により入手し、上記面談後に生じた質問事項については書面により回答を求め、返答を得た。

第 2 部 監査結果

第 1 関係法令等

1 地方自治法第 100 条第 13 項及び 14 項

地方自治法第 100 条第 13 項は、

「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

2 京都市政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規程

(1) (政務調査費の額等)

京都市では、条例第 2 条で「政務調査費は、京都市会における会派（所属する議員が 1 人である場合を除く。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する。」とし、その金額は同第 3 条で次のように定めている。

会派 政務調査費

月額 140,000 円 × その月の初日において当該
会派に所属する議員の数

議員 政務調査費

月額 400,000 円

(2) (政務調査費の使用)

「会派政務調査費の交付を受けた会派及び議員政務調査費の交付を受けた議員は、別に定める基準（「条例施行規程」）に従って、当該政務調査費を使用しなければならない。」（条例第 11 条）とされ、条例施行規程では、会派及び議員ともに次の 12 項目を掲げている。

委託調査費、研修研究費、調査旅費、会議費、広報費、資料作成費、資料購入費、通信運搬費、備品消耗品費、人件費、事務所費、その他の経費

(3) (報告書等の提出)

「会派政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員政務調査費の交付を受けた議員は、翌年度の 4 月 1 日から同月 30 日までの間に、前年度に交付された政務調査費に係る次に掲げる事項を記載した報告書に 1 件につき 50,000 円以上の支出（人件費又は事務所費に該当するものを除く。）に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等」という。）を添えて、議長に提出しなければならない。」（条例第 12

条)

(4) (収支報告書及び領収書等の保存及び閲覧)

「議長は、第12条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、別に定めるところにより、前項の規定により保存されている収支報告書及び領収書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、非公開情報(京都市会情報公開条例第9条に規定する非公開情報をいう。)が記録されている部分を除き、収支報告書及び領収書等を閲覧に供するものとする。」(条例第16条)

(5) (会計帳簿等の整理保管)

「条例第3条第1項に規定する会派政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び同条第2項に規定する議員政務調査費の交付を受けた議員は、当該会派政務調査費及び当該議員政務調査費の出納について、会計帳簿を調製し、及び領収書又は支出の事実を証する書類を整理するとともに、これらの書類を、当該会派政務調査費及び当該議員政務調査費に係る収支報告書(条例第13条に規定する収支報告書をいう。)及び領収書等(条例第12条第1項に規定する領収書等をいう。)を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」(条例施行規程第2条)

(6) 参考事項

ア 政務調査費が法制化される以前の「市政調査研究費」においては、その経理基準の中で、「研究費として支出できない経費」を次のとおり定めていた。

研究費として支出できない経費	備考
議員の個人活動に属する経費	
交際費的な経費	餞別、慶弔、寸志、病気見舞、年賀状(購入、印刷)名刺印刷代金等
政党本来の活動に属する経費	党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会旅費等
親睦会、レクリエーション等のための経費	
後援会活動及び選挙活動のための経費	

- イ 平成 20 年 6 月 13 日までに判示された裁判例
- ウ 平成 13 年 10 月 16 日 全国都道府県議会議長会から報告された
「政務調査費の使途の基本的な考え方について」
 - 別添 「会費を支出するのに適しない例」
 - 別添 「人件費・事務所費等の按分の考え方」

第 2 利害関係

個別外部監査の対象とした事項につき、京都市と個別外部監査人及びその補助者らとの間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 3 監査の基本方針及び判断基準

- 1 本件監査においては、当報告書第 2 部第 1 「関係法令等」に基づき、基本方針及び判断基準を以下のように設定した。
- 2 基本方針
 - (1) 平成 18 年度収支報告書の訂正・追加
平成 20 年 4 月 9 日以後の訂正・追加は監査対象としては受理しない。
 - (2) 費用項目の間違い
収支報告書における費用項目の間違いの計上（例：研修研究費を会議費に計上等）は、正当な項目計上とみなし、そのことをもって目的外支出とはしない。
 - (3) 実費弁償
実費弁償を原則とする。
したがって、領収書が保存されていない等、支出があったことが確認できないものは監査不能のため全額目的外支出とする。（条例施行規程第 2 条違反）
ただし、公共交通機関の利用で乗車区分及び目的が明らかな場合や、他の資料で支出のあった事実が確認できる場合は支出があったと認める。
 - (4) 按分について
一の支出が政務調査活動とその他の活動とに共通する場合は、「按分」の考え方を採用し、次のように取り扱う。
 - ア 会派及び議員が自主的に按分している場合

その按分が、社会通念上著しく不合理であると認められない場合は、その按分を認める。

イ 会派において按分がなされていない場合

人件費については質問書により回答を求め、その他の項目については、社会通念に基づき、監査人が按分する。

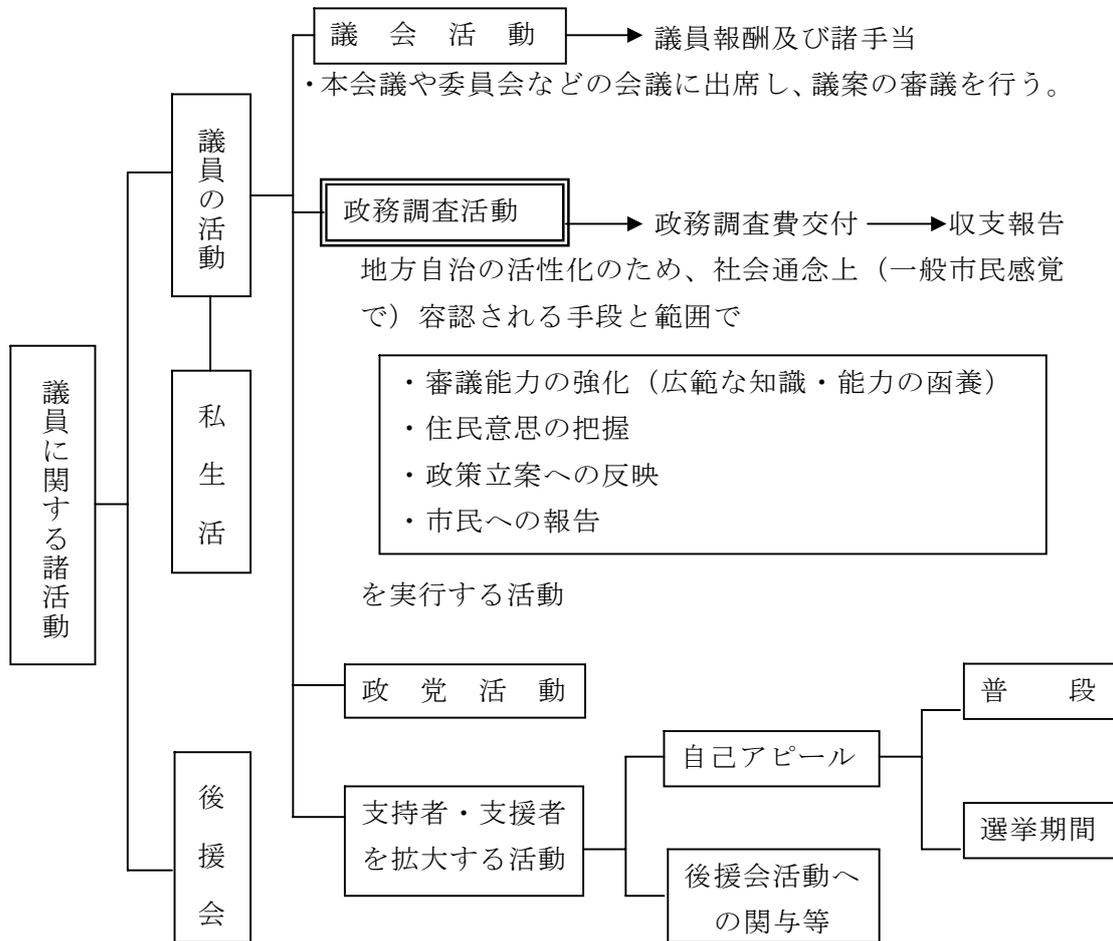
ウ 議員において按分がなされていない場合

議員の活動を下図のように考え、政務調査活動とその他の活動を各項目毎の「判断基準」により区分し、政務調査活動以外の活動相当分を目的外支出とする。

但し、上記「判断基準」で判定し難い場合は、下表の「基本按分率表」により、政務調査活動以外の活動相当分を目的外支出とする。

また、個別事情により「判断基準」や「基本按分率表」によることが合理的でない場合は、社会通念に基づき、監査人が按分する。

〔議員の活動図〕



〔基本按分率表〕

政務調査活動	議員・政党 後援会活動	私 用
1/3	1/3	1/3
1/2	1/2	—
1/2	—	1/2

3 判断基準

(1) 酒類

会議等で場を柔軟にするために酒類を用いることは無用とは考えないが、「政務調査費」は市民からの「預り金」的性格のものであることを考えると、社会通念上、自己負担が望ましい。

しかしながら、会費制で、夜の食事と酒類が一体となっている場合で、研修会や会議の目的、内容が明らかな場合は、5,000円を限度として認め、超過分は目的外支出とした。

(2) 食事

政務調査活動で食事が必要な場合は、次の範囲で認め、超過分は目的外支出とした。

項目	朝	昼	夜	備考
研修研究費	円 2,500	円 2,500	円 5,000	宿泊費に食事が含まれない場合
調査旅費	2,500	2,500	5,000	同上
会 議 費	2,500	2,500	5,000	他者主催で議員自己負担
	(参加者1人分につき)			議員主催で、公職選挙法に抵触するおそれのない場合に限る
	2,500	2,500	5,000	

(3) 委託調査費（議員が行う外部の団体又は個人への調査委託に要する経費）

ア 委託先は調査事項にふさわしい委託先である。

イ 親族に委託の場合は、調査に適した資格を有する等、社会通念上認められる人である。

ウ 委託契約書の作成。

エ 成果物の保存。

(4) 研修研究費（議員が研究会、研修会を開催するため又は他の団体が開催する研究会に参加するために必要な経費）

ア 研修・研究テーマ、講師、謝礼、会場、会費等の適正性。

イ 研修・研究資料の保存。

(5) 調査旅費（議員が行う調査研究のために必要な他都市調査等に要する経費）

- ア 行程表等、行程内容を明らかにした資料の保存。
- イ 調査目的、内容を明らかにした資料の保存。
- ウ 交通手段、宿泊施設等の旅費の妥当性。
- エ 観光等、調査目的以外のものを含む場合は、日数・時間等で按分し、目的外支出を計算。

(6) 会議費（議員が市民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費）

- ア 「何処で・誰と（何人で）・何を話したか」の記録の保存。
- イ 会議場所の妥当性

会議はその会議の目的に相応しい会議室で行うのが一般であるが、議員が提出した会計帳簿や領収書の中に、居酒屋・回転寿司・スナック・料理屋等と思われる場所を発見した。このような場所での会議費用は判例や他都市の監査事例では目的外支出と指摘されているのが一般であるが、今回の監査ではアの条件を満たしている場合に限り、判断基準(2)に従って認めることとした。しかしながら、今後は市民の理解に耐えられる場所を選ぶべきである。

- ウ 次のような会への出席費用は目的外支出とする。
 - ・来賓としての挨拶、会食やテープカットだけの出席
 - ・親睦または飲食を主目的とする懇談会への出席
 - ・議員が他の団体の役職を兼ねている場合の、その団体の理事会、役員会や総会への出席
- エ 目的外支出とする「会費」
 - ・経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体への会費 例：ライオンズクラブ、ロータリークラブ、趣味の会 等
 - ・団体の活動内容が政務調査活動に寄与しない場合、その団体におさめる年会費月会費の支出
 - ・政党（府連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
 - ・議会内の親睦団体の会費
 - ・宗教団体の会費
 - ・冠婚葬祭の経費
 - ・二次会、懇親会、祝賀会、新年会、忘年会、周年記念会、他団体総会、他政治家の後援会

(7) 広報費（議員が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策を市民に報告するために要する経費）

ア 広報紙、ホームページ、ポスター、看板等の作成及び印刷等
現物を確認し（写真による確認を含む。）、調査研究活動と他活動を面積等で按分する。

イ 慶弔電報（レタックス等）、年賀状、暑中見舞は目的外支出。
但し、市政報告等を兼ねる場合は、アにより判断する。

ウ 名 刺

判例や他都市の監査報告では、100%目的外支出と認定しているものもあるが、研修研究・調査旅行・会議等で初対面の人と挨拶を交わす際の名刺交換は一般社会の慣例であるので、政党名の記載の無いものに限り2分の1を政務調査費と認める。

エ 広報活動用品（マイクロフォン、アンプ、旗等）の費用
広報活動と自己アピールの2面を兼ねるので、2分の1を政務調査費と認める。

(8) 資料作成費（議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する費用）

ア 印刷費、製本費、コピー代等
成果物を監査し、政務調査該当分とその他分を面積、ページ数等で按分する。

(9) 資料購入費（議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する費用）

ア 図書、雑誌等
書籍名が明らかで、目次等により政務調査に必要と判断できるものは認める。

イ 新 聞

一般家庭でも少なくとも1紙は購読されていることが通常であることから、1紙を除き、他の各紙を1部のみ認める。

ウ 市会手帳

会派については、事務職員が使用するなど必要最低限の部数を認める。

議員については、既に配布されているため、目的外支出とする。

(10) 通信運搬費（議員が行う調査研究活動のために必要な交通及び通信に
要する費用）

ア 自動車

1) 購入代金

自動車の購入は議員の資産形成に当るため、他都市の監査事例では不可とされている。今回の監査では購入の事案はなかったもので、この場での論評は差し控えるが、ファイナンスリースとの兼ね合いや事務機器の購入とも関連する問題があるので、意見書において取り上げることにする。

2) リース料、レンタル料

自動車をリースで使用している場合も、レンタルで使用している場合も、政務調査活動と他活動の両方に使用しているのが一般であるため、2分の1を政務調査費と認める。

3) ガソリン代

自己所有自動車やリース又はレンタルの自動車を政務調査活動に使用する場合に必要となるガソリン代は、2)と同様の理由で2分の1を政務調査費と認める。

ガソリン代は実費弁償が原則であるが、京都市旅費条例を準用し、走行距離1kmにつき37円で計算している議員については、今後は実費弁償に改めることを条件に、今回の監査に限りこれを認める。

4) 有料道路の通行料、駐車料

有料道路を使用する場合や、自動車を駐車するために必要な費用は、目的に応じて判断し、必要な場合は按分する。

5) 維持費用

政務調査活動に使用する自己所有の自動車に係る必然的維持費用（車検費用・諸自動車税・自賠責自動車保険料）は、他都市の監査事例では否とする見解もあるが、リース料にはこのような費用も含まれていることの整合性からも3)と同様に2分の1を政務調査費と認める。

イ タクシーの利用

政務調査活動の移動には公共交通機関を利用するのが原則であるが、それが無い場合や身体に障害がある場合等止むを得ず利用する場合に限り、政務調査に必要な部分の実費弁償分を認める。

ウ はがき代及び郵送料

はがき代や作成した資料等を郵送する場合の郵送料は、「資料作成

費」に準じて取り扱う。

エ 電話料

固定電話や携帯電話の通話料金は、各議員の利用形態により、政務調査活動部分と他活動部分を按分する。

(11) 備品消耗品費（議員が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品に要する費用）

ア 事務用品等

次の物品の購入費用（リース料、保守料等を含む。）で議員による自主按分が無い場合は、基本按分率により政務調査部分を認める。

パソコン、エアコン、応接セット、本棚、ロッカー、机、椅子、冷蔵庫、テレビジョン、ビデオデッキ、ファクシミリ、コピー機、事務用品等

イ コピー代

自主按分をしていない場合は、2分の1を政務調査費と認める。

(12) 人件費（議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する費用）

ア 一般補助職員

議員事務所に勤務する一般補助職員（議員と同居親族でない職員）の職務は政務調査活動とその他の活動を兼務しているのが常態であるから、議員が自主按分していない場合は、2分の1を政務調査費と認める。

イ 生計を一にしている親族

議員の配偶者や生計を一にしている親族またはそれに近い親族が補助職員となっている場合は、その従事度合が一定ではないので、議員が自主按分している場合を除き、2分の1を対象とする。そして、その2分の1をアに順じて政務調査活動とその他の活動に按分する。従って、議員による自主按分がなされていない場合は、4分の1を政務調査費と認める。

(13) 事務所費（議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する費用）

ア 購入費用

議員事務所は不動産であり、その購入は議員個人の資産形成となるから政務調査費とは認めない。

- イ 他人からの賃借事務所
議員事務所を他人から賃借している場合の賃料は「人件費」のと同様とする。
- ウ 自己所有の事務所
自己所有の物件を事務所として使用している場合の自己家賃（自分が自分に支払う家賃）は認めない。
- エ 親族所有の事務所
親族が所有する物件を事務所として使用する場合は、賃貸借契約書を保管し、賃料を銀行振込みしている場合に限り政務調査費と認め、「人件費」のと同様とする。
- オ 駐車場
駐車場の費用は、事務所の賃料に準じて取り扱う。
- カ 光熱水費
事務所で消費する光熱水費は、基本按分率により政務調査費と認める。

第4 判 断

1 事務所費及び人件費の考え方

議員の多くは、事務所を構え、そこを議員としての活動の拠点としている。事務所を開設すると、事務所賃料、事務所雑費、人件費等が発生する。

議員は、政務調査活動のほか、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等様々な活動を行っている。議員が選挙で選ばれるものである以上、支持者、支援者を広げる活動抜きでは成り立たず、これら活動も通常は議員事務所内でも行われている。

以上のことから、事務所費、人件費を、政務調査費で全額を負担することを認めるのは不合理である。

政務調査活動とその他の活動を区別し、政務調査のための事務職員とその他の活動の事務職員を別に雇用し、政務調査のための事務職員のみの人件費を政務調査費としている場合、複数の事務所を開設し、政務調査のみを行なう事務所の賃料を政務調査費とする場合はその全額を政務調査費と認められるが、それ以外の場合は活動の程度により経費を按分する必要がある。

今回の監査では、これら事務所関係費用を漫然と全額政務調査費に計上している場合には、一定割合を否認することとし、一応の合理的理由をもって按分計算等されている場合には、その計上額を政務調査費として認めることとした。

2 日本共産党の会派及び各議員の人件費

日本共産党の各議員は、政務調査費の会計を会派の事務局員に委ね、各議員の政務調査費交付金は会派に集約される。そして、会派から日本共産党に毎月送金がなされ、これを人件費として会派及び各議員が政務調査費に計上している。

上記送金の資金使途は、議員の送金分については、会派の事務局員（パートを除く7名分）の給与及び政党の各地区委員会の職員（以下、「政党職員」という。）の内各1名分（計11名分）の給与の2分の1相当分に充てられている。なお、会派の送金分は、政党職員の内1名分の給与の2分の1相当分に充てられている。雇用関係は、事務局員の雇用主は会派、政党職員の雇用主は政党（地区委員会）である。なお、雇用台帳には、各議員が政党職員及び事務局員を共同して雇用しているように記載されているがその実態はない。

条例施行規程では「雇用」している場合を「人件費」と定義しているにもかかわらず、雇用の実態のない者への給与の支払を収支報告書に人件費の支出として計上することは失当であり、本来全額否認されるべきものである。

ただし、会派の事務局員の人件費の支払分については、会派の活動が各議員の活動と密接に関連しており、このような支出が（どのような項目に分類されるかはともかくとして）各議員の政務調査に資する側面があることを否定することはできないので、一定程度政務調査費と認めるべきである。

他方、政党職員への給与の支払いについては、同人が「地域政務調査員」という肩書きで就業し、その中で生活相談や調査を通じて各種の情報を入手し、それを各議員が資料として議員活動に生かすという形で還元され、全く議員の調査研究とは無縁な支出とは言えないが、各議員と政党又は政党職員との間に特別な委託関係があるわけではなく、政党職員が職員として就業中に入手した各種の情報を対価を支払って各議員が取得することは、政務調査費の性格上認められるものではない。会派や各議員が所属する政党に対し、援助金を支出している関係でしかないと解される。

以上より会派の政党に対する送金の全額は目的外支出にあたる。また、各議員の政党に対する送金についても政党職員分については目的外支出であり、会派事務局員分についても、その2分の1は目的外支出と考えられるので、計算の結果、少なくとも人件費総額の70%は目的外支出と判断する。

第5 結 論

- 1 各会派及び各議員から提出された平成18年度の政務調査費に関する収支報告書について、それぞれの会計帳簿、領収書、成果物及びその他の説明資料や陳述聴取に基づき、当報告書に記載した監査の基本方針及び監査基準に照らして監査した結果は次のとおりである。

(単位：円)

	支出額	左の内是認額	目的外支出認定額	請求人主張額
会 派	104,416,965	97,008,247	7,408,718	56,214,910
議 員	308,243,480	181,333,959	126,909,521	223,150,055
合 計	412,660,445	278,342,206	134,318,239	279,364,965

上表の目的外支出認定額の詳細は、別表第4及び第5のとおりである。

なお、各会派及び各議員の収支報告書の各項目の支出済総額と、個別外部監査人に提出された会計資料による各項目の支出額に差異があった場合の差額は下記のように「目的外支出認定額」に加減算した。

- (1) 収支報告額が会計資料による支出額より少ない場合
当該差額を目的外支出額から減算

(計算結果がマイナスとなった場合はゼロとした)

- (2) 収支報告額が会計資料による支出額より多い場合
当該差額を目的外支出額に加算

- 2 個別外部監査人が認定した目的外支出合計額については、請求人の主張する金額を超える部分も一部存在する。しかし、監査委員は京都市長に対し請求人の主張する金額を超える部分をも含めた金額を返還するよう勧告すべきであると考えます。

ただ、条例施行規程では、収支報告書に記載する「支出済総額」は交付済総額を限度とすることになっているので、会派及び議員の中には実際はそれ以上の支出をしても収支報告書には計上できていないケースが多く見受けられた。このような会派及び議員に対しては、一定の期間を定めて自主修正の機会を与えることが望ましいと思料する。

また、返還額についても、会派及び議員に自主返還を促したうえで、それでも返還に応じない会派及び議員に対して上記措置をとることが望ましいと思料する。

- 3 請求人のその余の請求については理由がないから棄却すべきである。

別表 第1

● 平成18年度に交付した政務調査費に係る収支報告書項目別内訳一覧表

会派からの収支報告（会派政務調査費）

	交付額 (円)	支出額 (円)	支出額項目別内訳														返還額 (円)	備考
			委託調査費	研修調査費	調査研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他の経費			
自由民主党京都市会議員団	38,640,000	36,214,455	0	1,127,881	3,582,849	0	8,455,577	396,983	389,036	9,725,840	2,676,261	9,860,028	0	0	0	2,425,545		
日本共産党京都市会議員団	33,600,000	33,600,000	0	405,442	488,777	231,263	11,705,617	2,662,685	2,152,720	4,687,950	3,278,803	5,836,291	2,150,452	0	0	0		
公明党京都市会議員団	18,480,000	17,802,510	4,683,840	38,000	1,085,211	1,670,086	388,500	646,259	1,361,796	274,633	4,278,127	3,376,058	0	0	0	677,490		
民主・福みらい京都市会議員団	16,800,000	16,800,000	0	124,640	1,234,820	86,670	2,167,240	504,417	954,835	2,430,280	390,385	8,906,713	0	0	0	0		
会派合計	107,520,000	104,416,965	4,683,840	1,695,963	6,391,657	1,988,019	22,716,934	4,210,344	4,858,387	17,118,703	10,623,576	27,979,090	2,150,452	0	0	3,103,035		

議員からの収支報告内訳（議員政務調査費）

番号	議員名	交付額(円)	支出額(円)	支出額項目別内訳											返還額(円)	備考	
				委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費			その他の経費
1	青木 ヨシオ	4,800,000	4,800,000	0	0	0	357,692	246,545	0	0	0	1,689,033	328,263	1,974,209	204,258	0	0
2	磯辺 とし子	4,800,000	4,800,000	0	240,500	0	620,080	146,580	0	232,958	0	908,095	180,708	630,000	1,841,079	0	0
3	井上 与一郎	4,800,000	4,800,000	0	301,000	0	302,100	219,250	0	180,620	0	679,111	444,155	1,120,000	1,553,764	0	0
4	内海 貴夫	4,800,000	4,800,000	0	619,465	0	199,238	114,329	97,861	79,940	0	1,061,338	347,588	1,858,750	421,491	0	0
5	加地 浩	4,800,000	4,800,000	0	39,000	0	0	120,120	0	100,214	0	1,729,054	669,525	903,667	1,238,420	0	0
6	加藤 盛司	4,800,000	4,800,000	0	2,200	0	0	560,493	0	74,711	0	1,387,371	78,274	1,481,971	1,214,980	0	0
7	北川 明	4,800,000	4,783,778	0	65,720	0	86,540	102,322	0	55,913	0	405,520	729,763	3,338,000	0	16,222	0
8	国枝 克一郎	4,800,000	4,800,000	0	255,075	0	176,130	123,129	0	136,519	0	675,001	476,200	2,847,817	110,129	0	0
9	小林 正明	4,800,000	4,800,000	0	0	0	0	0	0	75,715	0	919,518	86,293	1,800,000	1,918,474	0	0
10	繁 隆夫	4,800,000	4,800,000	0	0	0	0	650,000	0	0	0	470,000	300,000	2,280,000	1,100,000	0	0
11	高橋 泰一朗	4,800,000	4,800,000	0	72,000	0	210,170	120,000	0	410,400	0	545,568	258,001	2,880,000	303,861	0	0
12	田中 セツ子	4,800,000	4,798,907	0	5,000	0	0	239,820	0	50,120	0	1,283,192	192,678	1,580,000	1,448,097	0	1,093
13	田中 英之	4,800,000	4,800,000	0	13,000	0	97,521	384,050	0	245,129	0	1,271,997	641,703	1,920,000	226,600	0	0
14	津田 大三	4,800,000	4,800,000	0	147,500	172,450	24,535	439,530	0	190,075	0	1,329,416	629,912	360,000	1,506,582	0	0
15	寺田 一博	4,800,000	4,800,000	69,730	14,060	179,975	5,509	1,537,594	0	49,613	0	780,596	1,248,173	914,750	0	0	0
16	富 きくお	4,800,000	4,800,000	0	0	0	0	0	0	43,175	0	786,483	492,568	2,890,000	587,774	0	0
17	中川 一雄	4,800,000	4,800,000	0	7,000	0	64,411	124,950	0	47,100	0	1,090,704	690,363	1,830,000	945,472	0	0
18	中村 三之助	4,800,000	4,800,000	0	206,160	0	13,683	339,800	0	97,925	0	361,969	461,947	2,830,000	488,516	0	0
19	中村 安良	4,800,000	4,800,000	0	5,775	12,850	155,245	952,980	10,700	178,156	0	850,596	435,808	2,173,890	24,000	0	0
20	西脇 尚一	4,800,000	4,800,000	0	700,000	0	0	0	0	94,200	0	1,224,572	247,752	1,800,000	733,476	0	0
21	橋村 芳和	4,800,000	4,800,000	0	0	0	74,606	976,456	0	489,528	0	1,536,856	435,554	1,287,000	0	0	0
22	巻野 渡	4,800,000	4,800,000	0	0	0	1,260	227,690	0	313,657	0	1,032,441	204,148	2,879,840	140,964	0	0
23	椋田 知雄	4,800,000	4,800,000	0	831,153	0	41,310	428,572	0	23,800	0	1,421,065	129,100	1,925,000	0	0	0
24	赤坂 仁	4,800,000	4,800,000	0	41,494	109,606	0	931,417	0	7,607	0	191,335	51,689	3,466,852	0	0	0
25	井坂 博文	4,800,000	4,800,000	0	0	52,600	0	869,380	0	7,607	0	362,449	41,115	3,466,849	0	0	0
26	井上 けんじ	4,800,000	4,800,000	0	43,209	109,607	0	959,198	0	7,607	0	204,904	8,621	3,466,854	0	0	0
27	岩橋 ちよみ	4,800,000	4,800,000	0	1,000	109,607	0	1,038,577	0	7,607	0	176,355	0	3,466,854	0	0	0
28	加藤 あい	4,800,000	4,800,000	0	2,244	61,815	0	972,726	0	7,607	0	272,310	16,449	3,466,849	0	0	0
29	加藤 広太郎	4,800,000	4,800,000	0	644	106,318	0	950,246	0	7,607	0	180,591	87,739	3,466,855	0	0	0
30	河合 ようこ	4,800,000	4,800,000	0	33,830	80,578	0	968,037	0	7,607	0	243,094	0	3,466,854	0	0	0

番号	議員名	交付額(円)	支出額(円)	支出額項目別内訳											返還額(円)	備考
				委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費		
31	北山 ただお	4,800,000	4,800,000	0	460	109,607	0	887,531	0	7,607	212,649	115,296	3,466,850	0	0	0
32	くらた 共子	4,800,000	4,800,000	0	74,430	61,815	0	902,940	0	7,607	286,359	0	3,466,849	0	0	0
33	倉林 明子	4,800,000	4,800,000	0	1,000	52,540	0	985,443	0	7,607	286,560	0	3,466,850	0	0	0
34	佐藤 和夫	4,800,000	4,800,000	0	0	81,168	0	997,473	0	7,607	246,900	0	3,466,852	0	0	0
35	せのお 直樹	4,800,000	4,800,000	0	32,110	32,795	0	970,436	0	7,607	207,983	82,214	3,466,855	0	0	0
36	玉本 なるみ	4,800,000	4,800,000	0	73,844	61,815	0	864,994	0	7,607	269,391	55,500	3,466,849	0	0	0
37	西野 さち子	4,800,000	4,800,000	0	42,254	39,928	0	855,614	0	7,607	313,406	74,339	3,466,852	0	0	0
38	樋口 英明	4,800,000	4,800,000	0	1,244	52,860	0	965,032	0	7,607	264,820	41,588	3,466,849	0	0	0
39	ふじい 佐富	4,800,000	4,800,000	0	43,751	106,908	0	795,172	0	8,607	224,347	154,364	3,466,851	0	0	0
40	藤原 冬樹	4,800,000	4,800,000	0	0	0	0	918,177	0	7,607	258,730	148,629	3,466,857	0	0	0
41	宮田 えりこ	4,800,000	4,800,000	0	1,000	0	0	1,090,621	0	7,607	233,923	0	3,466,849	0	0	0
42	山中 渡	4,800,000	4,800,000	0	460	61,815	0	988,846	0	7,607	274,423	0	3,466,849	0	0	0
43	山本 正志	4,800,000	4,800,000	0	106,204	109,607	0	698,564	0	7,607	241,270	169,899	3,466,849	0	0	0
44	井上 教子	4,800,000	4,554,248	0	18,000	0	115,191	434,518	0	89,500	758,888	1,126,443	960,000	1,051,708	0	245,752
45	木村 力	4,800,000	4,425,785	0	0	0	926,355	622,040	0	459,930	1,125,077	870,817	0	0	0	374,215
46	久保 勝信	4,800,000	4,688,866	0	791,430	0	452,281	668,659	0	426,040	964,292	1,331,419	0	54,745	0	111,134
47	久保 省二	4,800,000	4,047,345	0	78,000	37,190	672,836	273,475	0	191,861	1,166,850	839,374	20,520	767,239	0	752,655
48	柴田 章喜	4,800,000	4,687,980	0	0	0	588,935	186,690	0	260,283	1,126,050	2,324,036	0	201,986	0	112,020
49	曾我 修	4,800,000	4,625,703	0	0	0	318,085	1,101,285	0	150,647	1,064,143	1,231,315	0	760,228	0	174,297
50	大道 義知	4,800,000	4,409,080	0	76,160	96,720	756,062	1,515,117	32,583	275,128	1,222,251	435,059	0	0	0	390,920
51	谷口 弘昌	4,800,000	4,500,205	0	58,000	324,516	521,287	243,142	60,000	169,635	860,925	688,050	0	1,574,650	0	299,795
52	津田 早苗	4,800,000	4,341,200	0	209,405	0	250,029	905,586	0	255,687	530,269	1,190,749	0	999,475	0	458,800
53	日置 文章	4,800,000	4,595,001	0	898,214	0	969,225	300,950	41,480	146,518	850,115	118,364	0	1,270,135	0	204,999
54	湯浅 光彦	4,800,000	4,397,162	0	40,000	0	404,440	269,325	458,150	339,144	1,055,973	250,930	0	1,579,200	0	402,838
55	安孫子 和子	4,800,000	4,800,000	0	296,932	0	199,308	21,058	0	57,750	1,113,318	358,884	2,752,750	0	0	0
56	今枝 徳蔵	4,800,000	4,800,000	0	0	0	32,615	236,245	0	45,380	536,230	239,530	2,450,000	1,260,000	0	0
57	宇都宮 壮一	4,800,000	4,588,220	0	116,290	355,493	1,039,902	304,850	18,306	129,860	1,589,267	459,364	402,000	172,888	0	211,780
58	隠塚 功	4,800,000	4,800,000	0	189,902	0	111,078	624,029	0	160,750	276,904	629,482	1,555,000	1,252,855	0	0
59	小林あきろう	4,800,000	4,800,000	0	0	25,000	10,000	1,030,000	0	100,000	1,300,000	245,000	1,990,000	100,000	0	0
60	鈴木 マサホ	4,800,000	4,800,000	0	117,500	27,440	91,210	660,558	800	125,630	761,226	336,908	840,000	1,838,728	0	0

番号	議員名	交付額(円)	支出額(円)	支出額項目別内訳											返還額(円)	備考	
				委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費			その他の経費
61	砂川 祐司	4,800,000	4,800,000	0	0	0	3,396	85,840	65,100	189,658	883,074	203,200	1,956,000	1,413,732	0	0	
62	宮本 徹	4,800,000	4,800,000	0	222,070	0	436,359	403,252	0	129,900	499,930	743,199	1,630,000	735,290	0	0	
63	山岸たかゆき	4,800,000	4,800,000	0	22,065	0	0	1,504,710	0	108,112	346,910	154,440	1,949,715	714,048	0	0	
64	山口 幸秀	4,800,000	4,800,000	0	0	0	303,117	411,304	0	140,853	1,507,013	649,264	1,250,000	538,449	0	0	
65	村山 祥栄	4,800,000	4,800,000	0	84,950	0	0	1,463,445	0	118,685	687,727	602,941	770,900	1,071,352	0	0	
	議員合計	312,000,000	308,243,480	69,730	7,242,704	2,632,623	10,631,771	39,930,712	1,206,516	7,393,559	48,617,727	25,784,686	131,368,807	33,364,645	0	3,756,520	

別表第2 平成18年度 政務調査費監査対象額一覧表 <会派分> (請求人の主張額)

(単位：円)

会 派 名	1. 領収書の写し提出済のもの	2. 領収書の写しの提出が無いものの内、人件費・事務所費	3. 2. 以外の領収書の写しの無いもの	合 計
自由民主党議員団	13,410,778	4,930,000	1,513,025	19,853,803
日本共産党議員団	8,128,145	3,993,000	4,982,619	17,103,764
公明党議員団	5,119,970	1,688,000	2,444,306	9,252,276
民主・都みらい議員団	3,441,720	4,453,000	2,110,347	10,005,067
会 派 合 計	30,100,613	15,064,000	11,050,297	56,214,910

別表第3 平成18年度 政務調査費監査対象額一覧表 <議員分> (請求人の主張額)

(単位：円)

番号	議員名	1. 領収書の写し提出済のもの	2. 領収書の写しの提出が無いもの内、人件費・事務所費	3. 2. 以外の領収書の写しの無いもの	合計
1	青木ヨシオ	1,099,515	1,089,000	1,522,018	3,710,533
2	磯辺とし子	0	1,235,000	2,328,921	3,563,921
3	井上与一郎	200,250	1,336,000	1,925,986	3,462,236
4	内海貴夫	355,000	1,139,000	2,164,759	3,658,759
5	加地浩	1,655,780	1,070,000	1,002,133	3,727,913
6	加藤盛司	1,450,194	1,347,000	652,855	3,450,049
7	北川明	458,090	1,669,000	987,688	3,114,778
8	国枝克一郎	0	1,478,000	1,842,054	3,320,054
9	小林正明	665,000	1,859,000	416,526	2,940,526
10	繁隆夫	650,000	1,690,000	770,000	3,110,000
11	高橋泰一郎	121,270	1,591,000	1,494,869	3,207,139
12	田中セツ子	669,825	1,514,000	1,100,985	3,284,810
13	田中英之	777,521	1,073,000	1,875,879	3,726,400
14	津田大三	1,514,947	933,000	1,418,471	3,866,418
15	寺田一博	3,032,912	457,000	782,608	4,272,520
16	富きくお	356,100	1,738,000	966,126	3,060,226
17	中川一雄	563,000	1,387,000	1,461,528	3,411,528
18	中村三之助	231,000	1,659,000	1,250,484	3,140,484
19	中村安良	1,320,350	1,098,000	1,281,760	3,700,110
20	西脇尚一	0	1,266,000	2,266,524	3,532,524
21	橋村芳和	1,234,505	643,000	2,278,495	4,156,000
22	巻野渡	1,109,781	1,509,000	669,415	3,288,196
23	椋田知雄	1,683,502	962,000	1,191,498	3,837,000

(1/3)

別表第3 平成18年度 政務調査費監査対象額一覧表 <議員分> (請求人の主張額)

(単位：円)

番号	議員名	1. 領収書の写し提出済のもの	2. 領収書の写しの提出が無いもの内、人件費・事務所費	3. 2. 以外の領収書の写しの無いもの	合計
24	赤 阪 仁	900,027	1,734,000	275,556	2,909,583
25	井 坂 博 文	848,530	1,734,000	362,722	2,945,252
26	井 上 けんじ	760,399	1,734,000	466,657	2,961,056
27	岩 橋 ちよみ	1,008,522	1,734,000	165,793	2,908,315
28	加 藤 あい	799,663	1,734,000	408,895	2,942,558
29	加 藤 広 太 郎	819,641	1,734,000	391,230	2,944,871
30	河 合 ようこ	945,768	1,734,000	263,956	2,943,724
31	北 山 た だ お	882,524	1,734,000	291,750	2,908,274
32	く ら た 共 子	758,979	1,734,000	430,727	2,923,706
33	倉 林 明 子	833,940	1,734,000	393,705	2,961,645
34	佐 藤 和 夫	1,074,533	1,734,000	137,577	2,946,110
35	せ の お 直 樹	799,501	1,734,000	475,900	3,009,401
36	玉 本 な る み	835,368	1,734,000	370,731	2,940,099
37	西 野 さ ち 子	829,295	1,734,000	503,853	3,067,148
38	樋 口 英 明	832,384	1,734,000	386,409	2,952,793
39	ふ じ い 佐 富	624,001	1,734,000	575,562	2,933,563
40	藤 原 冬 樹	881,180	1,734,000	451,963	3,067,143
41	宮 田 え り こ	1,059,929	1,734,000	214,206	3,008,135
42	山 中 渡	950,861	1,734,000	257,697	2,942,558
43	山 本 正 志	733,246	1,734,000	493,815	2,961,061
44	井 上 教 子	1,324,447	1,006,000	1,218,093	3,548,540
45	木 村 力	721,156	0	3,704,629	4,425,785
46	久 保 勝 信	567,236	28,000	4,066,885	4,662,121

(2/3)

別表第3 平成18年度 政務調査費監査対象額一覧表 <議員分> (請求人の主張額)

(単位：円)

番号	議員名	1. 領収書の写し提出済のもの	2. 領収書の写しの提出が無いもの内、人件費・事務所費	3. 2. 以外の領収書の写しの無いもの	合計
47	久保省二	0	395,000	3,259,586	3,654,586
48	柴田章喜	186,690	0	4,299,304	4,485,994
49	曾我修	354,750	381,000	3,510,725	4,246,475
50	大道義知	1,244,053	0	3,105,027	4,349,080
51	谷口弘昌	349,050	788,000	2,576,505	3,713,555
52	津田早苗	577,476	500,000	2,764,249	3,841,725
53	日置文章	154,000	636,000	3,170,866	3,960,866
54	湯浅光彦	339,965	790,000	2,477,997	3,607,962
55	安孫子和子	728,044	1,377,000	1,319,206	3,424,250
56	今枝徳蔵	237,195	1,855,000	852,805	2,945,000
57	宇都宮壮一	1,207,355	288,000	2,805,977	4,301,332
58	隠塚功	631,092	1,405,000	1,361,053	3,397,145
59	小林あきろう	2,034,900	1,045,000	675,100	3,755,000
60	鈴木マサホ	559,000	1,340,000	1,562,272	3,461,272
61	砂川祐司	0	1,685,000	1,430,268	3,115,268
62	宮本徹	516,600	1,183,000	1,918,110	3,617,710
63	山岸たかゆき	1,376,800	1,333,000	759,437	3,469,237
64	山口幸秀	621,140	895,000	2,390,411	3,906,551
65	村山祥栄	1,275,769	922,000	1,343,713	3,541,482
	議員合計	51,333,551	82,274,000	89,542,504	223,150,055

別表第4 平成18年度 政務調査費目的外支出額一覧表 <会派分> (個別外部監査人認定額)

(単位：円)

会派名	委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他経費	合計
自由民主党議員団	0	0	0	0	564,161	37,684	0	1,450,813	218,027	0	0	0	2,270,685
日本共産党議員団	0	0	0	0	638,492	262,698	138,980	37,718	327,880	2,414,050	0	0	3,819,818
公明党議員団	0	38,000	38,280	485,244	0	57,464	191,560	17,191	57,221	0	0	0	884,960
民主・都みらい議員団	0	0	51,700	86,670	1,601	50,441	70,378	13,947	158,518	0	0	0	433,255
会派合計	0	38,000	89,980	571,914	1,204,254	408,287	400,918	1,519,669	761,646	2,414,050	0	0	7,408,718

別表第5 平成18年度 政務調査費目的外支出額一覧表 <議員分> (個別外部監査人認定額)

(単位:円)

番号	議員名	委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他経費	合計
1	青木ヨシオ	0	0	0	122,242	48,360	0	0	319,081	171,691	1,104,209	102,129	0	1,867,712
2	磯辺とし子	0	190,000	0	269,313	110,864	0	11,400	178,584	0	0	920,539	0	1,680,700
3	井上与一郎	0	301,000	0	109,760	12,025	0	0	445,918	129,236	634,600	761,881	0	2,394,420
4	内海貴夫	0	581,965	0	11,405	0	0	2,940	65,797	45,335	0	106,305	0	813,747
5	加地浩	0	5,500	0	0	30,030	0	47,100	640,860	0	662,667	619,210	0	2,005,367
6	加藤盛司	0	0	0	0	61,732	0	0	31,312	0	725,985	494,980	0	1,314,009
7	北川明	0	65,720	0	1,918	65,311	0	0	178,990	602,224	1,669,000	0	0	2,583,163
8	国枝克一郎	0	255,075	0	0	22,959	0	113,261	513,254	0	0	0	0	904,549
9	小林正明	0	0	0	0	0	0	7,990	117,424	0	0	957,155	0	1,082,569
10	繁隆夫	0	0	0	0	81,250	0	0	0	0	0	0	0	81,250
11	高橋泰一朗	0	30,000	0	210,170	42,000	0	114,450	99,802	0	0	0	0	496,422
12	田中ゼツ子	0	0	0	0	118,860	0	0	87,640	0	355,000	287,960	0	849,460
13	田中英之	0	0	0	0	184,000	0	45,032	104,805	251,710	0	23,300	0	608,847
14	津田大三	0	124,500	43,112	0	101,293	0	0	582,220	85,525	210,000	600,000	0	1,746,650
15	寺田一博	0	0	44,993	0	700,742	0	0	0	589,234	457,375	0	0	1,792,344
16	富きくお	0	0	0	0	0	0	0	52,550	0	0	492,921	0	545,471
17	中川一雄	0	0	0	10,452	22,470	0	0	151,210	182,960	0	480,236	0	847,328
18	中村三之助	0	109,580	0	0	4,900	0	0	33,488	0	1,415,000	39,236	0	1,602,204
19	中村安良	0	0	0	0	388,500	4,725	0	304,025	144,673	0	0	0	841,923
20	西脇尚一	0	700,000	0	0	0	0	0	482,710	118,558	900,000	499,647	0	2,700,915
21	橋村芳和	0	0	0	74,606	560,576	0	489,528	1,026,856	435,554	964,250	0	0	3,551,370
22	巻野渡	0	0	0	0	37,310	0	0	366,106	0	0	0	0	403,416
23	椋田知雄	0	529,183	0	0	175,410	0	0	669,000	70,550	785,000	0	0	2,229,143
24	赤阪仁	0	0	0	0	200,336	0	1,500	61,083	0	2,426,796	0	0	2,689,715
25	井坂博文	0	0	0	0	190,861	0	1,500	82,425	0	2,426,794	0	0	2,701,580
26	井上けんじ	0	0	0	0	185,291	0	1,500	29,765	0	2,426,797	0	0	2,643,353
27	岩橋ちよみ	0	0	0	0	197,830	0	1,500	0	0	2,426,797	0	0	2,626,127
28	加藤あい	0	0	0	0	189,549	0	1,500	23,045	0	2,426,794	0	0	2,640,888
29	加藤広太郎	0	0	0	0	188,948	0	1,500	1,215	0	2,426,798	0	0	2,618,461
30	河合ようこ	0	0	0	0	189,458	0	1,500	2,290	0	2,426,797	0	0	2,620,045

別表第5 平成18年度 政務調査費目的外支出額一覧表 <議員分> (個別外部監査人認定額)

番号	議員名	委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他経費	合計
31	北山ただお	0	0	0	0	185,993	0	1,500	23,735	0	2,426,795	0	0	2,638,023
32	くらた共子	0	0	0	0	195,903	0	1,500	360	0	2,426,794	0	0	2,624,557
33	倉林明子	0	0	0	0	177,266	0	1,500	38,375	0	2,426,795	0	0	2,643,936
34	佐藤和夫	0	0	0	0	194,607	0	1,500	17,030	0	2,426,796	0	0	2,639,933
35	せのお直樹	0	0	0	0	192,858	0	1,500	9,175	0	2,426,798	0	0	2,630,331
36	玉本なるみ	0	0	0	0	183,220	0	1,500	24,370	0	2,426,794	0	0	2,635,884
37	西野さち子	0	0	0	0	163,239	0	1,500	10,365	0	2,426,796	0	0	2,601,900
38	樋口英明	0	0	0	0	187,454	0	1,500	15,380	0	2,426,794	0	0	2,631,128
39	ふじい佐富	0	0	0	0	157,151	0	1,500	27,750	0	2,426,795	0	0	2,613,196
40	藤原冬樹	0	0	0	0	180,683	0	1,500	72,240	0	2,426,799	0	0	2,681,222
41	宮田えりこ	0	0	0	0	226,611	0	1,500	22,800	0	2,426,794	0	0	2,677,705
42	山中渡	0	0	0	0	185,631	0	1,500	52,560	0	2,426,794	0	0	2,666,485
43	山本正志	0	0	0	0	136,810	0	1,500	12,110	0	2,426,794	0	0	2,577,214
44	井上教子	0	17,000	0	87,760	169,576	0	0	290,893	563,220	480,000	529,120	0	2,137,569
45	木村力	0	0	0	593,585	119,000	79,516	112,303	378,655	718,156	0	0	0	2,001,215
46	久保勝信	0	291,800	0	270,343	77,955	0	131,646	265,622	249,892	0	0	0	1,287,258
47	久保省二	0	61,625	5,790	281,501	136,512	0	109,819	179,521	377,755	0	375,000	0	1,527,523
48	柴田草喜	0	0	0	267,788	51,571	0	75,575	357,099	1,520,836	0	0	0	2,272,869
49	曾我修	0	0	0	234,313	864,491	0	0	341,798	604,043	0	361,200	0	2,405,845
50	大道義知	0	40,950	30,000	393,830	22,199	0	0	33,456	180,673	0	0	0	701,108
51	谷口弘昌	0	57,000	207,195	393,864	46,935	60,000	7,400	332,273	413,347	0	858,220	0	2,376,234
52	津田早苗	0	26,935	0	58,723	129,386	0	19,280	156,978	595,373	0	499,737	0	1,486,412
53	日置文章	0	838,226	0	301,990	163,600	17,977	21,323	402,179	43,044	0	0	0	1,788,339
54	湯浅光彦	0	40,000	0	179,433	0	45,815	61,726	292,066	111,309	0	788,204	0	1,518,553
55	安孫子和子	0	84,000	0	104,239	7,058	0	25,250	344,804	148,353	1,262,941	0	0	1,976,645
56	今枝徳蔵	0	0	0	18,557	202,382	0	0	269,505	0	1,837,500	630,000	0	2,957,944
57	宇都宮壮一	0	84,380	5,760	654,261	151,725	9,153	0	729,807	0	301,500	72,000	0	2,008,586
58	隠塚功	0	27,130	0	12,000	55,624	0	47,100	66,724	314,741	1,010,000	569,048	0	2,102,367
59	小林あきろう	0	0	0	0	430,216	0	28,150	675,925	122,262	0	0	0	1,256,553
60	鈴木マサホ	0	40,500	0	0	311,706	0	0	439,967	191,587	420,000	919,994	0	2,323,754

別表第5 平成18年度 政務調査費目的の外支出額一覧表 <議員分> (個別外部監査人認定額)

(単位：円)

番号	議員名	委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他経費	合計
61	砂川祐司	0	0	0	0	17,168	0	0	441,537	101,600	978,000	706,866	0	2,245,171
62	宮本徹	0	222,070	0	436,359	303,084	0	129,900	499,930	743,199	930,000	435,290	0	3,699,832
63	山岸たかゆき	0	0	0	0	183,666	0	43,175	173,454	77,220	0	0	0	477,515
64	山口幸秀	0	0	0	212,960	0	0	20,930	683,306	324,631	625,000	218,068	0	2,084,885
65	村山祥栄	0	0	0	0	146,344	0	0	55,011	30,177	288,000	9,150	0	528,682
	議員合計	0	4,724,139	336,850	5,311,372	10,068,489	217,186	1,695,278	14,388,215	10,258,668	66,551,938	13,357,386	0	126,909,521

別表第6 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈会派別分〉

自由民主党京都市会議員団

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 1,127,881円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 3,582,849円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 8,455,577円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
1月15日新年あいさつ	564,161	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	564,161	

(6) 資料作成費 (報告額) 396,983円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー代	37,684	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	37,684	

(7) 資料購入費 (報告額) 389,036円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 9,725,840円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
議員団ニュース18号折込	574,166	成果物に基づく按分
10月6日切手代	853,200	使用実績に基づく按分
FAX・プロバイダー外	23,447	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,450,813	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 2,676,261円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
4月18日コピー機リース代	22,680	1 / 10相当額が他活動目的
9月13日コピー機リース代	22,680	1 / 10相当額が他活動目的
3月28日印刷機購入代	156,345	1 / 10相当額が他活動目的
事務用消耗品代	16,322	1 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	218,027	

(10) 人件費 (報告額) 9,860,028円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第6 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈会派別分〉
日本共産党京都市会議員団

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 405,442円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 488,777円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 231,263円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 11,705,617円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
50年史のデータ化	559,440	9/10相当額が他活動目的
団ニュースNO. 382	36,776	成果物に基づく按分
団ニュースNO. 384	15,501	成果物に基づく按分
報告会、報告集	26,775	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	638,492	

(6) 資料作成費 (報告額) 2,662,685円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
コピー代	262,698	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	262,698	

(7) 資料購入費 (報告額) 2,152,720円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「しんぶん赤旗」1部	34,800	全額が他活動目的
市会手帳19年分	54,180	40/50冊が他活動目的
京都市長選挙の記録	50,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	138,980	

(8) 通信運搬費 (報告額) 4,687,950円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
団ニュースNO. 382郵送料	33,398	成果物に基づく按分
団ニュースNO. 384封筒入	3,062	成果物に基づく按分
団ニュースNO. 384封筒入	1,258	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	37,718	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 3,278,803円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
消耗品諸経費	327,880	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	327,880	

(10) 人件費 (報告額) 5,836,291円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
政務調査員の給料・賞与	2,414,050	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,414,050	

(11) 事務所費 (報告額) 2,150,452円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第6 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈会派別分〉
公明党京都市会議員団

- (1) 委託調査費 (報告額) 4,683,840円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (2) 研修研究費 (報告額) 38,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
京都府医師会参加費	10,000	全額が他活動目的
五大都市政策会議交通費	28,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	38,000	

- (3) 調査旅費 (報告額) 1,085,211円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
7月28日調査時夕食	12,000	5,000円を超える飲食代
7月28日調査時2次会	26,280	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	38,280	

- (4) 会議費 (報告額) 1,670,086円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
7月13日会議時昼食代	59,890	2,500円を超える飲食代
7月26日会議時昼食代	80,024	2,500円を超える飲食代
7月26日会議時夕食代	345,330	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	0	
合計	485,244	

- (5) 広報費 (報告額) 388,500円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(6) 資料作成費 (報告額) 646,259円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー代	57,464	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	57,464	

(7) 資料購入費 (報告額) 1,361,796円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
公明新聞代 6部	132,120	全額が他活動目的
公明新聞日曜版 4部	14,320	全額が他活動目的
聖教新聞代 2部	45,120	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	191,560	

(8) 通信運搬費 (報告額) 274,633円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ADSLフレッツ外	17,191	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	17,191	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 4,278,127円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー機リース代	57,221	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	57,221	

(10) 人件費 (報告額) 3,376,058円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第6 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈会派別分〉
民主・都みらい京都市会議員団

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 124,640円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 1,234,820円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
7月26日調査時夕食代	51,700	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	0	
合計	51,700	

(4) 会議費 (報告額) 86,670円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議時昼食代6件	86,670	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	86,670	

(5) 広報費 (報告額) 2,167,240円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
レンタルサーバー代	1,286	1/10相当額が他活動目的
ウィルスバスター更新料	315	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,601	

(6) 資料作成費 (報告額) 504,417円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー代	50,441	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	50,441	

(7) 資料購入費 (報告額) 954,835円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
京都市職員録 3 4 冊	17,988	3 4 / 3 5 冊が他活動目的
市会手帳 3 1 冊	9,424	3 1 / 3 2 冊が他活動目的
市会手帳 3 1 冊	42,966	3 1 / 3 2 冊が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	70,378	

(8) 通信運搬費 (報告額) 2,430,280円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	4,427	1 / 1 0 相当額が他活動目的
ネット接続料	6,538	1 / 1 0 相当額が他活動目的
NHK受信料	2,982	1 / 1 0 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	13,947	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 390,385円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
テレビ 2 台購入代	117,817	1 / 2 相当額が他活動目的
冷蔵庫購入代	32,250	1 / 2 相当額が他活動目的
事務用品代	8,451	1 / 1 0 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	158,518	

(10) 人件費 (報告額) 8,906,713円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 青木 ヨシオ

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 357,692円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
茶菓子代	102,832	全額が他活動目的
市政報告	19,600	全額が他活動目的
報告額との差額調整	-190	
合計	122,242	

- (5) 広報費 (報告額) 246,545円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
印刷代	45,360	全額が他活動目的
報告額との差額調整	3,000	
合計	48,360	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 0円
- (8) 通信運搬費 (報告額) 1,689,033円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
はがき・切手代	718,334	1/2相当額が他活動目的
タクシー代	402,193	2/3相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-801,446	
合計	319,081	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 328,263円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費 1 件	15,120	全額が他活動目的
諸経費	156,571	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	171,691	

(10) 人件費 (報告額) 1,974,209円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	1,104,209	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	1,104,209	

(11) 事務所費 (報告額) 204,258円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
光熱水費	102,129	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	102,129	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 磯辺 とし子

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 240,500円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費等 6 件	43,000	全額が他活動目的
会費等 1 2 件	124,500	全額が他活動目的
会費 1 件	2,500	1/2 相当額が他活動目的
名刺広告 1 件	20,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	190,000	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 620,080円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会場代	50,150	1/2 相当額が他活動目的
茶菓子代	262,909	1/2 相当額が他活動目的
飲食代 6 件	30,558	1/2 相当額が他活動目的
諸経費	7,150	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-81,454	
合計	269,313	

(5) 広報費 (報告額) 146,580円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
印刷代 2 件	75,150	全額が他活動目的
印刷代 3 件	35,714	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	110,864	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 232,958円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
購読料 1 件	11,400	1/2相当額が他活動目的
図書代 1 件	22,800	全額が他活動目的
その他 1 件	3,600	領収書不備
報告額との差額調整	-26,400	
合計	11,400	

(8) 通信運搬費 (報告額) 908,095円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	23,465	1/2相当額が他活動目的
はがき・切手代	45,924	1/2相当額が他活動目的
タクシー代	109,195	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	178,584	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 180,708円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 630,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	765,000	生計一親族の按分基準
事務員の給料・賞与	480,000	一定の按分基準
報告額との差額調整	-1,350,000	
合計	0	

(11) 事務所費 (報告額) 1,841,079円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	781,102	1/2相当額が他活動目的
光熱水費	104,337	1/2相当額が他活動目的
諸経費	35,100	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	920,539	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 井上 与一郎

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 301,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等31件	291,000	全額が他活動目的
年会費	10,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	301,000	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 302,100円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
使途詳細不明	21,000	領収書不備
報告額との差額調整	88,760	
合計	109,760	

(5) 広報費 (報告額) 219,250円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
広報紙	12,025	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	12,025	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 180,620円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 679,111円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	208,191	1/2相当額が他活動目的
交通費	25,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	212,727	
合計	445,918	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 444,155円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー使用料	34,789	1/2相当額が他活動目的
パソコン保守料	94,500	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-53	
合計	129,236	

(10) 人件費 (報告額) 1,120,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	225,000	生計一親族の按分基準
事務員の給料・賞与	410,400	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-800	
合計	634,600	

(11) 事務所費 (報告額) 1,553,764円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	648,891	1/2相当額が他活動目的
光熱水費	22,991	1/2相当額が他活動目的
駐車場代	120,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-30,001	
合計	761,881	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 内海 貴夫

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 619,465円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 7 件	70,000	領収書不備
会費等 50 件	469,105	全額が他活動目的
会費等 6 件	30,500	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	12,360	
合計	581,965	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 199,238円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費等 3 件	14,555	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	-3,150	
合計	11,405	

(5) 広報費 (報告額) 114,329円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(6) 資料作成費 (報告額) 97,861円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(7) 資料購入費 (報告額) 79,940円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
図書代 1 件	2,940	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,940	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,061,338円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
電話代	15,563	一定の按分基準
レタックス代	24,020	全額が他活動目的
高速代	26,214	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	65,797	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 347,588円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
コピー機リース代	31,500	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	13,835	
合 計	45,335	

(10) 人件費 (報告額) 1,858,750円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 421,491円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
車両維持費 2 件	106,305	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合 計	106,305	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 加地 浩

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 39,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等3件	5,500	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	5,500	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 120,120円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
市会報告年賀印刷代	30,030	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	30,030	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 100,214円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代1部	47,100	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	47,100	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,729,054円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
小冊子郵送料	420,860	全額が他活動目的
年賀はがき	220,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	640,860	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 669,525円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 903,667円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	720,000	生計一親族の按分基準
報告額との差額調整	-57,333	
合計	662,667	

(11) 事務所費 (報告額) 1,238,420円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	600,000	1/2相当額が他活動目的
光熱水費	19,210	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	619,210	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 加藤 盛司

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 2,200円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 560,493円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ維持費1件	10,660	1 / 5相当額が他活動目的
議員団ニュース2件	42,278	成果物に基づく按分
印刷代1件	8,794	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	61,732	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 74,711円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,387,371円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
議員団ニュース送送料	55,377	成果物に基づく按分
携帯電話代	70,932	3 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-94,997	
合計	31,312	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 78,274円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 1,481,971円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	755,985	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-30,000	
合計	725,985	

(11) 事務所費 (報告額) 1,214,980円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	720,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-225,020	
合計	494,980	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 北川 明

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 65,720円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
会場費 6 件	30,000	全額が他活動目的
出張旅費 1 件	35,720	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	65,720	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 86,540円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
会場費 1 1 件	44,000	一定の按分基準
報告額との差額調整	-42,082	
合 計	1,918	

(5) 広報費 (報告額) 102,322円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
コピー代 1 1 件	37,010	1/2相当額が他活動目的
諸経費	28,301	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合 計	65,311	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 55,913円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 405,520円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
はがき・切手代多数	138,990	1/2相当額が他活動目的
はがき代1件	40,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	178,990	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 729,763円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
パソコン購入代	241,290	全額が他活動目的
液晶テレビ購入代	138,000	全額が他活動目的
プリンター購入代	78,800	全額が他活動目的
シュレッダー購入代	36,000	全額が他活動目的
ファックス購入代	22,100	全額が他活動目的
消耗品代2件	27,860	全額が他活動目的
ガソリン代	76,743	1/2相当額が他活動目的
コピー機リース代	42,620	1/2相当額が他活動目的
事務消耗品代	8,175	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-69,364	
合計	602,224	

(10) 人件費 (報告額) 3,338,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	1,669,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,669,000	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 国枝 克一郎

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 255,075円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 5 件	60,000	全額が他活動目的
会費等多数	195,075	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	255,075	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 176,130円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 3 件	16,000	1/2 相当額が他活動目的
特別会費 1 件	50,000	全額が他活動目的
会費等多数	102,300	領収書不備
報告額との差額調整	-176,300	
合計	0	

(5) 広報費 (報告額) 123,129円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
諸経費	22,959	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	22,959	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 136,519円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
記念誌	200,000	全額が他活動目的
新聞代他	49,780	領収書不備
報告額との差額調整	-136,519	
合計	113,261	

(8) 通信運搬費 (報告額) 675,001円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
広報郵送料	520,000	領収書不備
報告額との差額調整	-6,746	
合計	513,254	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 476,200円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
修理代 2 件	248,850	領収書不備
事務用品代	240,260	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-613,374	
合計	0	

(10) 人件費 (報告額) 2,847,817円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 110,129円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 小林 正明

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 0円
- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 75,715円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
図書代1件	8,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	-10	
合計	7,990	

- (8) 通信運搬費 (報告額) 919,518円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
年賀はがき代2件	310,500	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	-193,076	
合計	117,424	

- (9) 備品消耗品費 (報告額) 86,293円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (10) 人件費 (報告額) 1,800,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 1,918,474円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
賃借料	900,000	1/2相当額が他活動目的
光熱水費	61,318	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-4,163	
合 計	957,155	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 繁 隆夫

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 650,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
広報紙	81,250	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合 計	81,250	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 0円
- (8) 通信運搬費 (報告額) 470,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (9) 備品消耗品費 (報告額) 300,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (10) 人件費 (報告額) 2,280,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (11) 事務所費 (報告額) 1,100,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 高橋 泰一郎

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 72,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
使途詳細不明	30,000	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	30,000	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 210,170円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会場代5件	210,170	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	210,170	

(5) 広報費 (報告額) 120,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ポスター印刷代	42,000	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	42,000	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 410,400円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代1部	46,200	全額が他活動目的
ポスター印刷代	68,250	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	114,450	

(8) 通信運搬費 (報告額) 545,568円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
はがき代 1 件	100,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-198	
合 計	99,802	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 258,001円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 2,880,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 303,861円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 田中 セツ子

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 5,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 239,820円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ポスター刷込2件	23,100	全額が他活動目的
市会報告印刷代	87,360	成果物に基づく按分
年賀状印刷代	8,400	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	118,860	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 50,120円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (8) 通信運搬費 (報告額) 1,283,192円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
携帯電話代	60,000	1/2相当額が他活動目的
はがき代	40,000	成果物に基づく按分
市政報告切手代	237,640	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	-250,000	
合計	87,640	

- (9) 備品消耗品費 (報告額) 192,678円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 1,580,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	355,000	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合 計	355,000	

(11) 事務所費 (報告額) 1,448,097円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
賃借料	264,000	1 / 5 相当額が他活動目的
茶菓子他	2,760	1 / 5 相当額が他活動目的
火災保険料	21,200	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	287,960	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 田中 英之

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 13,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 97,521円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 384,050円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
名刺代	22,250	1/2相当額が他活動目的
広報紙	31,675	1/2相当額が他活動目的
ポスター代	96,000	全額が他活動目的
はがき代	16,175	1/2相当額が他活動目的
封筒代	17,900	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	184,000	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 245,129円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
書籍代	14,280	1/2相当額が他活動目的
広報紙	26,827	一定の按分基準
報告額との差額調整	3,925	
合計	45,032	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,271,997円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	104,805	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	104,805	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 641,703円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー機リース代	142,380	1/2相当額が他活動目的
コピー代・コピー用紙	99,340	1/2相当額が他活動目的
消耗品代	10,080	全額が他活動目的
報告額との差額調整	-90	
合計	251,710	

(10) 人件費 (報告額) 1,920,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 226,600円

調査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
消耗品代	23,300	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	23,300	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 津田 大三

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 147,500円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 16 件	124,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	124,500	

(3) 調査旅費 (報告額) 172,450円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
台北視察訪問	43,112	1 / 4 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	43,112	

(4) 会議費 (報告額) 24,535円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 439,530円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
議員団ニュース 2 件	78,981	1 / 5 相当額が他活動目的
はがき印刷代 2 件	22,312	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	101,293	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 190,075円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,329,416円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
はがき・切手代 7 件	478,755	成果物に基づく按分
レタックス 2 件	1,160	全額が他活動目的
タクシー代	84,305	1/2 相当額が他活動目的
レンタルサーバー代	18,000	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	582,220	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 629,912円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
プリンター購入代	44,900	1/2 相当額が他活動目的
コピー機リース代	13,850	1/10 相当額が他活動目的
封筒代	13,650	1/2 相当額が他活動目的
はがき印刷代	13,125	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	85,525	

(10) 人件費 (報告額) 360,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	210,000	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	210,000	

(11) 事務所費 (報告額) 1,506,582円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	600,000	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	600,000	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 寺田 一博

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(2) 研修研究費 (報告額) 14,060円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 179,975円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
台北視察訪問	44,993	1 / 4 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	44,993	

(4) 会議費 (報告額) 5,509円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 1,537,594円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
看板作成代	78,750	1 / 2 相当額が他活動目的
ポスター代	378,000	一定の按分基準
アルバイト代	203,200	一定の按分基準
広報誌	40,792	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	700,742	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 49,613円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 780,596円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(9) 備品消耗品費 (報告額) 1,248,173円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
コピー機購入代	597,265	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-8,031	
合 計	589,234	

(10) 人件費 (報告額) 914,750円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	457,375	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	457,375	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 富きくお

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 0円
- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 43,175円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (8) 通信運搬費 (報告額) 786,483円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
祝電代	52,550	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	52,550	

- (9) 備品消耗品費 (報告額) 492,568円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (10) 人件費 (報告額) 2,890,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (11) 事務所費 (報告額) 587,774円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	492,921	自己所有物件
報告額との差額調整	0	
合計	492,921	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 中川 一雄

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 7,000 円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 64,411円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等3件	11,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	-548	
合計	10,452	

(5) 広報費 (報告額) 124,950円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ更新料	18,900	全額が他活動目的
サーバードメイン費	3,570	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	22,470	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 47,100円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,090,704円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	138,565	1/2相当額が他活動目的
レタックス代	12,645	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	151,210	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 690,363円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
ガソリン代	151,672	1/2相当額が他活動目的
ワイヤレスアンプ	31,500	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-212	
合 計	182,960	

(10) 人件費 (報告額) 1,830,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 945,472円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
賃借料	360,000	1/2相当額が他活動目的
光熱水費	32,368	1/2相当額が他活動目的
駐車場代	48,000	1/2相当額が他活動目的
消耗品代	24,868	1/2相当額が他活動目的
会費等4件	13,500	全額が他活動目的
日本赤十字3件	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	480,236	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 中村 三之助

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 206,160円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 4 件	23,000	全額が他活動目的
タクシー代	86,580	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	109,580	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 13,683円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 339,800円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
広報誌印刷代 1 件	4,900	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	4,900	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 97,925円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 361,969円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
レタックス代	32,960	全額が他活動目的
郵送料	528	1 / 5 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	33,488	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 461,947円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 2,830,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	1,415,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,415,000	

(11) 事務所費 (報告額) 488,516円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
広報車維持費 2件	14,875	1/2相当額が他活動目的
事務所看板代 3件	5,634	1/2相当額が他活動目的
花木リース代 3件	8,333	1/3相当額が他活動目的
諸雑費	10,394	1/3相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	39,236	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 中村 安良

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 5,775円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 12,850円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 155,245円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 952,980円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
冊子印刷代 2 件	346,500	1/2 相当額が他活動目的
年賀状印刷代	42,000	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	388,500	

(6) 資料作成費 (報告額) 10,700円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
名刺代	4,725	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	4,725	

(7) 資料購入費 (報告額) 178,156円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 850,596円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
携帯電話代	41,628	1/2相当額が他活動目的
市政報告はがき代	219,998	成果物に基づく按分
通信費	11,340	1/2相当額が他活動目的
郵送料	41,632	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-10,573	
合計	304,025	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 435,808円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務消耗品代	144,673	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	144,673	

(10) 人件費 (報告額) 2,173,890円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 24,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額<議員別分>

議員名 西脇 尚一

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 700,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
使途詳細不明	700,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	700,000	

- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 0円
- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 94,200円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (8) 通信運搬費 (報告額) 1,224,572円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
印刷代 2件	38,640	全額が他活動目的
ハガキ代 6件	359,750	成果物に基づく按分
ハガキ印刷代 1件	8,925	成果物に基づく按分
名刺代 1件	22,050	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	53,345	
合計	482,710	

- (9) 備品消耗品費 (報告額) 247,752円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ガソリン代	129,194	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-10,636	
合計	118,558	

(10) 人件費 (報告額) 1,800,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	900,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	900,000	

(11) 事務所費 (報告額) 733,476円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	1,200,000	自己所有物件
光熱水費	233,828	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-934,181	
合計	499,647	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 橋村 芳和

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 0円

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 74,606円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
使途詳細不明	74,606	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	74,606	

(5) 広報費 (報告額) 976,456円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
封筒等の印刷代	138,625	1 / 4 相当額が他活動目的
使途詳細不明	421,951	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	560,576	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 489,528円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
使途詳細不明	489,528	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	489,528	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,536,856円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
切手代	170,000	1 / 4 相当額が他活動目的
使途詳細不明	856,856	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合 計	1,026,856	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 435,554円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
使途詳細不明	435,554	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合 計	435,554	

(10) 人件費 (報告額) 1,287,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	964,250	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合 計	964,250	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 巻野 渡

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 0円

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 1,260円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 227,690円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
市政報告2件	37,310	1 / 3 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	37,310	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 313,657円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,032,441円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
郵送料2件	332,616	1 / 3 相当額が他活動目的
レタックス1年分	33,490	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	366,106	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 204,148円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 2,879,840円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 140,964円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 椋田 知雄

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 831,153円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等18件	308,800	領収書不備
会費等10件	120,150	全額が他活動目的
交通費	100,233	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	529,183	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 41,310円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 428,572円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
印刷代	55,650	全額が他活動目的
事務用品代	12,600	1/2相当額が他活動目的
ホームページ関連費	97,225	1/2相当額が他活動目的
写真撮影代	9,935	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	175,410	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 23,800円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,421,065円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
はがき代	212,500	1/2相当額が他活動目的
はがき代	456,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	669,000	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 129,100円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
車検代	16,000	1/2相当額が他活動目的
事務用品代	26,750	1/2相当額が他活動目的
事務用品代	27,800	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	70,550	

(10) 人件費 (報告額) 1,925,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	1,140,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-355,000	
合計	785,000	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 赤阪 仁

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 41,494円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 109,606円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 931,417円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	42,723	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	146,034	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	11,579	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	200,336	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 191,335円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	21,055	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告郵送代	40,028	1 / 3 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	61,083	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 51,689円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,852円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,796	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,796	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 井坂 博文

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 52,600円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 869,380円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	45,088	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	135,707	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	10,066	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	190,861	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

- (8) 通信運搬費 (報告額) 362,449円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	82,425	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	82,425	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 41,115円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,849円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,794	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,794	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 井上 けんじ

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 43,209円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 109,607円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 959,198円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	24,594	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	154,934	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	5,763	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	185,291	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 204,904円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	29,765	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	29,765	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 8,621円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,854円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,797	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,797	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 岩橋 ちよみ

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 1,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 109,607円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 1,038,577円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	35,524	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	146,648	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	15,658	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	197,830	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 176,355円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(9) 備品消耗品費 (報告額) 0円

(10) 人件費 (報告額) 3,466,854円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,797	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,797	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 加藤 あい

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 2,244円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 61,815円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 972,726円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	36,207	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	140,440	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	12,902	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	189,549	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 272,310円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	23,045	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	23,045	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 16,449円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,849円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,794	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,794	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 加藤 広太郎

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 644円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 106,318円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 950,246円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	34,841	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	148,692	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	5,415	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	188,948	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 180,591円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	1,215	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,215	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 87,739円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,855円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,798	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,798	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 河合 ようこ

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 33,830円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 80,578円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 968,037円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	41,673	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	134,172	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	13,613	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	189,458	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 243,094円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	2,290	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,290	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 0円

(10) 人件費 (報告額) 3,466,854円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,797	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,797	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 北山 ただお

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 460円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 109,607円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 887,531円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	38,488	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	132,899	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	14,606	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	185,993	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 212,649円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	23,735	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	23,735	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 115,296円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,850円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	2,426,795	7 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	2,426,795	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 くらた 共子

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 74,430円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 61,815円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 902,940円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	38,752	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	149,216	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	7,935	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	195,903	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 286,359円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	360	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	360	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 0円

(10) 人件費 (報告額) 3,466,849円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	2,426,794	7 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	2,426,794	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 倉林 明子

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 1,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 52,540円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 985,443円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	24,594	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	141,909	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	10,763	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	177,266	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 286,560円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	38,375	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	38,375	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 0円

(10) 人件費 (報告額) 3,466,850円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	2,426,795	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	2,426,795	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 佐藤 和夫

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 81,168円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 997,473円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	43,722	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	135,306	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	15,579	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	194,607	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

- (8) 通信運搬費 (報告額) 246,900円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	17,030	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	17,030	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 0円

(10) 人件費 (報告額) 3,466,852円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	2,426,796	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	2,426,796	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 せのお直樹

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 32,110円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 32,795円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 970,436円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	34,841	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	131,046	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	12,415	1 / 10 相当額が他活動目的
議会報告ハガキ印刷	14,556	1 / 3 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	192,858	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 207,983円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	9,175	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	9,175	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 82,214円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,855円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,798	7 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,798	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 玉本 なるみ

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 73,844円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 61,815円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 864,994円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	38,257	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	134,331	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	10,632	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	183,220	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 269,391円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	24,370	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	24,370	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 55,500円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,849円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,794	7 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,794	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 西野 さち子

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 42,254円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 39,928円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 855,614円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	31,425	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	120,616	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	11,198	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	163,239	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 313,406円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	10,365	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	10,365	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 74,339円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,852円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,796	7 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,796	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 樋口 英明

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 1,244円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 52,860円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 965,032円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	31,425	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	144,831	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	11,198	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	187,454	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 264,820円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	15,380	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	15,380	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 41,588円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,849円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,794	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,794	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 ふじい 佐富

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 43,751円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 106,908円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 795,172円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	31,425	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	120,528	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	5,198	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	157,151	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 8,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 224,347円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	27,750	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	27,750	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 154,364円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,851円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,795	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,795	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 藤原 冬樹

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 918,177円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	62,890	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	92,648	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	25,145	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	180,683	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

- (8) 通信運搬費 (報告額) 258,730円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	72,240	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	72,240	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 148,629円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,857円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,799	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,799	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 宮田 えりこ

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 1,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 1,090,621円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	38,489	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	173,516	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	14,606	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	226,611	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

- (8) 通信運搬費 (報告額) 233,923円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	22,800	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	22,800	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 0円

(10) 人件費 (報告額) 3,466,849円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,794	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,794	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 山中 渡

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 460円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 61,815円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 988,846円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	42,821	1/2相当額が他活動目的
議会報告印刷代	125,770	1/5相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	17,040	1/10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	185,631	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 274,423円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	52,560	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	52,560	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 0円

(10) 人件費 (報告額) 3,466,849円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	2,426,794	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	2,426,794	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 山本 正志

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 106,204円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(3) 調査旅費 (報告額) 109,607円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 0円

(5) 広報費 (報告額) 698,564円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
雪だるま負担増ビラ	42,574	1 / 2 相当額が他活動目的
議会報告印刷代	80,848	1 / 5 相当額が他活動目的
不祥事・ゴミビラ	13,388	1 / 10 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	136,810	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 7,607円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
「知事選挙の記録」	1,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	1,500	

(8) 通信運搬費 (報告額) 241,270円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	12,110	1 / 2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	12,110	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 169,899円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 3,466,849円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	2,426,794	7 / 10相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	2,426,794	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額<議員別分>

議員名 井上 教子

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 18,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額(円)	理由
会費等3件	26,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	-9,000	
合計	17,000	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 115,191円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額(円)	理由
要望聴取時弁当代	56,500	領収書不備
会費等4件	31,500	領収書不備
報告額との差額調整	-240	
合計	87,760	

(5) 広報費 (報告額) 434,518円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額(円)	理由
コピー機チャージ代	132,180	1/2相当額が他活動目的
ホームページ作成費1件	6,405	成果物に基づく按分
街頭報告お茶代	17,740	領収書不備
市政報告印刷代	14,742	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-1,491	
合計	169,576	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 89,500円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 758,888円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
市会報告はがき代 2 件	200,000	成果物に基づく按分
電話代	112,693	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-21,800	
合計	290,893	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 1,126,443円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー機リース代	311,850	1/2 相当額が他活動目的
輸転機リース代	26,565	1/2 相当額が他活動目的
デスクパソコン 1 件	51,605	1/2 相当額が他活動目的
消耗品代	130,450	1/2 相当額が他活動目的
通信費	42,750	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	563,220	

(10) 人件費 (報告額) 960,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	480,000	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	480,000	

(11) 事務所費 (報告額) 1,051,708円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	489,891	1/2 相当額が他活動目的
光熱水費	33,395	1/2 相当額が他活動目的
消耗品代	5,834	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	529,120	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 木村 力

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 926,385円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
控室公聴当番弁当代	45,000	領収書不備
その他会合費	415,000	領収書不備
会費等8件	93,000	領収書不備
市民相談意見聴取	42,000	領収書不備
報告額との差額調整	-1,415	
合計	593,585	

- (5) 広報費 (報告額) 622,040円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
街頭広報費	99,000	領収書不備
ホームページ関連費	21,000	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	-1,000	
合計	119,000	

- (6) 資料作成費 (報告額) 421,536円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
名簿作成管理料	40,000	1/2相当額が他活動目的
資料作成料	43,500	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-3,984	
合計	79,516	

(7) 資料購入費 (報告額) 459,930円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代	64,860	全額が他活動目的
書籍代	32,400	領収書不備
市会手帳	15,043	全額が他活動目的
報告額との差額調整		
合計	112,303	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,125,077円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	96,657	一定の按分基準
携帯電話代	51,193	1/2相当額が他活動目的
駐車場代	108,000	1/2相当額が他活動目的
交通費	84,000	領収書不備
駐車料	36,000	領収書不備
はがき・切手代	12,000	領収書不備
報告額との差額調整	-9,195	
合計	378,655	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 870,817円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務用品代	563,000	領収書不備
事務用品代	155,889	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-733	
合計	718,156	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 久保 勝信

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 791,430円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等16件	142,800	全額が他活動目的
会費等14件	134,000	領収書不備
会費等3件	15,000	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	0	
合計	291,800	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 452,281円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費	151,060	全額が他活動目的
会議費	6,680	領収書不備
控室広聴当番費	43,500	領収書不備
市民相談	289,270	領収書不備
報告額との差額調整	-220,167	
合計	270,343	

(5) 広報費 (報告額) 668,659円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ関連費	60,000	一定の按分基準
広報車やぐら代	34,125	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-16,170	
合計	77,955	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 426,040円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代2部	69,120	全額が他活動目的
コピー機リース料	68,670	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-6,144	
合計	131,646	

(8) 通信運搬費 (報告額) 964,292円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	233,577	1/2相当額が他活動目的
交通費	8,045	1/2相当額が他活動目的
ホームページ関連費	24,000	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	265,622	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 1,331,419円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
駐車料	27,762	1/2相当額が他活動目的
広報用のぼり	14,201	1/2相当額が他活動目的
消耗品代	207,929	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	249,892	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 54,745円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 久保 省二

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 78,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 3 件	23,000	領収書不備
会費等 2 件	15,000	全額が他活動目的
輪転機トナー代	23,625	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	61,625	

(3) 調査旅費 (報告額) 37,190円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
駐車料金	20,625	1/2相当額が他活動目的
交通費	7,775	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-22,610	
合計	5,790	

(4) 会議費 (報告額) 672,836円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
諸経費 9 件	180,000	領収書不備
会議費 1 2 件	77,760	領収書不備
報告額との差額調整	23,741	
合計	281,501	

(5) 広報費 (報告額) 273,475円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー代・コピー用紙	136,962	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-450	
合計	136,512	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 191,861円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代2部	69,120	全額が他活動目的
書籍代	32,400	全額が他活動目的
報告額との差額調整	8,299	
合計	109,819	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,166,850円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	233,826	1/2相当額が他活動目的
駐車料金他	107,602	1/2相当額が他活動目的
テレホンカード	67,000	領収書不備
報告額との差額調整	-228,907	
合計	179,521	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 839,374円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ガソリン代	343,547	1/2相当額が他活動目的
コピー機リース料	99,225	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-65,017	
合計	377,755	

(10) 人件費 (報告額) 20,520円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 767,239円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	375,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	375,000	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 柴田 章喜

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 588,935円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費 18件	174,452	全額が他活動目的
会費等 5件	52,000	全額が他活動目的
市民意見徴収	48,000	領収書不備
報告額との差額調整	-6,664	
合計	267,788	

- (5) 広報費 (報告額) 186,690円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ関連費	43,475	一定の按分基準
事務用品代	6,006	成果物に基づく按分
写真代	1,102	成果物に基づく按分
はがき代	21,420	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	-20,432	
合計	51,571	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 260,283円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代 1部	47,145	全額が他活動目的
書籍代	7,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	21,430	
合計	75,575	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,126,050円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
自動車税 2 台分	6,250	一定の按分基準
NHK受信料	10,208	一定の按分基準
通信管理料	14,500	1/2 相当額が他活動目的
通信費 1 件	2,362	計算誤り
通信費 2 件	48,018	1/2 相当額が他活動目的
タクシー・駐車代	238,689	1/2 相当額が他活動目的
使途詳細不明	38,000	領収書不備
報告額との差額調整	-928	
合計	357,099	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 2,324,036円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
旧事務所エアコン工事代	12,000	全額が他活動目的
旧事務所廃棄費用	68,250	全額が他活動目的
コピー機リース代	157,500	1/2 相当額が他活動目的
コピー代	6,825	計算誤り
自動車紛失部品代	20,000	全額が他活動目的
名刺代	19,950	1/2 相当額が他活動目的
相談当番昼食代	31,500	領収書不備
街頭市政報告	291,000	領収書不備
事務用品代	168,204	領収書不備
報告会補助経費	367,350	領収書不備
ガソリン代・事務用品代	381,353	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-3,096	
合計	1,520,836	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 201,986円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 曾我 修

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 318,085円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費 5 件	45,550	全額が他活動目的
会議費 6 件	27,863	5,000円を超える飲食代
会費等 18 件	142,900	領収書不備
控室広聴当番	20,000	領収書不備
報告額との差額調整	-2,000	
合計	234,313	

- (5) 広報費 (報告額) 1,101,285円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
市政街頭広報	385,000	領収書不備
地域懇談会	155,500	領収書不備
市政要望聴取	91,000	領収書不備
印刷代	21,000	1/2相当額が他活動目的
印刷代	14,000	1/3相当額が他活動目的
印刷代	42,000	期間外
ホームページ関連費	55,000	領収書不備
会費 1 件	12,000	領収書不備
広報紙	60,000	領収書不備
名刺代	22,050	1/2相当額が他活動目的
看板設置料	24,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-17,059	
合計	864,491	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 150,647円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代1部	22,020	全額が他活動目的
報告額との差額調整	-55,593	
合計	0	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,064,143円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
はがき代	65,000	成果物に基づく按分
祝電代	33,039	全額が他活動目的
電話代	31,082	1/2相当額が他活動目的
自動車保険	14,000	1/2相当額が他活動目的
広報用マイク	11,340	1/2相当額が他活動目的
交通費等	187,337	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	341,798	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 1,231,315円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
パソコン購入代	150,525	1/2相当額が他活動目的
コピー機リース料	103,372	1/2相当額が他活動目的
ガソリン代	145,119	1/2相当額が他活動目的
事務用品他	205,027	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	604,043	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 760,228円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	300,000	1/2相当額が他活動目的
駐車場代	61,200	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	361,200	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額<議員別分>

議員名 大道 義知

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 76,160円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費等 1 件	25,950	全額が他活動目的
講師謝礼	15,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	40,950	

(3) 調査旅費 (報告額) 96,720円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
交通費 1 1 件	44,000	領収書不備
報告額との差額調整	-14,000	
合計	30,000	

(4) 会議費 (報告額) 756,062円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 1 6 件	158,000	領収書不備
会費等 3 件	18,000	全額が他活動目的
活動経費 2 4 件	149,500	領収書不備
会議費等 2 3 件	127,776	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	-59,446	
合計	393,830	

(5) 広報費 (報告額) 1,515,117円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ作成費 2 件	22,260	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	-61	
合計	22,199	

(6) 資料作成費 (報告額) 32,583円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(7) 資料購入費 (報告額) 275,128円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,222,251円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
広報車リース料	105,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-71,544	
合 計	33,456	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 435,059円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
ガソリン代	79,040	1/2相当額が他活動目的
事務用品代	62,159	1/2相当額が他活動目的
広報車リース料	42,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-2,526	
合 計	180,673	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 谷口 弘昌

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 58,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 2 件	17,000	全額が他活動目的
使途詳細不明	40,500	領収書不備
報告額との差額調整	-500	
合計	57,000	

(3) 調査旅費 (報告額) 324,516円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
交通費	28,305	1/2 相当額が他活動目的
交通費	52,860	全額が他活動目的
交通費	121,600	領収書不備
支払手数料	2,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	1,930	
合計	207,195	

(4) 会議費 (報告額) 521,287円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
広聴当番費・市民相談	332,791	領収書不備
資料作成費	39,600	領収書不備
会議費	18,007	全額が他活動目的
報告額との差額調整	3,466	
合計	393,864	

(5) 広報費 (報告額) 243,142円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
地域振興費他	22,000	領収書不備
名刺代	46,935	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-22,000	

合 計	46,935	
-----	--------	--

(6) 資料作成費 (報告額) 60,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
資料作成代	61,910	領収書不備
報告額との差額調整	-1,910	
合 計	60,000	

(7) 資料購入費 (報告額) 169,635円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務用品代	6,300	計算誤り
書籍代	1,100	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合 計	7,400	

(8) 通信運搬費 (報告額) 860,925円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
電話代	170,572	1/2相当額が他活動目的
祝電代	44,032	全額が他活動目的
市民広聴	120,000	領収書不備
報告額との差額調整	-2,331	
合 計	332,273	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 688,050円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
携帯電話購入代	5,880	1/2相当額が他活動目的
車両修繕費	34,190	1/2相当額が他活動目的
パソコン購入代	62,400	1/2相当額が他活動目的
市民広聴	113,500	領収書不備
事務用品代他	18,050	領収書不備
消耗品代他	5,527	全額が他活動目的
消耗品代他	172,233	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	1,567	
合 計	413,347	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 1,574,650円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	368,500	1/2相当額が他活動目的
会議費	109,825	全額が他活動目的
自動車保険	5,070	1/2相当額が他活動目的
事務所経費	17,227	1/2相当額が他活動目的
バイク修繕費	4,500	1/2相当額が他活動目的
事務所費	30,315	領収書不備
研修会・市民広報・政策研究等	76,800	領収書不備
車検費用	28,265	1/2相当額が他活動目的
ガレージ代	63,000	1/2相当額が他活動目的
NHK受信料	51,920	1/2相当額が他活動目的
電話代	92,267	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	10,531	
合計	858,220	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 津田 早苗

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 209,405円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 3 件	26,000	全額が他活動目的
会議費等 2 件	935	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	0	
合計	26,935	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 250,029円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
街頭演説 1 2 件	43,410	領収書不備
広聴当番昼食 4 件	7,000	領収書不備
意見聴取会菓子代 1 件	2,250	領収書不備
会議費等 2 件	6,063	2,500円を超える飲食代
報告額との差額調整	0	
合計	58,723	

(5) 広報費 (報告額) 905,586円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ作成費 6 件	52,404	成果物に基づく按分
パソコンサポート代 2 件	10,000	1/2相当額が他活動目的
年賀状印刷 2 件	8,400	成果物に基づく按分
コピー機修理代 2 件	58,582	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	129,386	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 255,687円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
図書代4件	19,280	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	19,280	

(8) 通信運搬費 (報告額) 530,269円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
広報車リース代	161,910	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-4,932	
合計	156,978	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 1,190,749円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー機リース代	272,054	1/2相当額が他活動目的
ガソリン代	39,694	1/2相当額が他活動目的
消耗品代	283,625	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	595,373	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 999,475円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	346,800	1/2相当額が他活動目的
水道光熱費	27,502	1/2相当額が他活動目的
駐車場代	90,000	1/2相当額が他活動目的
電話代	26,688	1/2相当額が他活動目的
その他	8,747	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	499,737	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 日置 文章

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 898,214円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
語る会経費	788,700	領収書不備
語る会経費	50,427	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-901	
合計	838,226	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 969,225円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
街頭演説経費 9件	132,500	領収書不備
語る会経費	48,600	領収書不備
会議費 17件	121,486	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	-596	
合計	301,990	

(5) 広報費 (報告額) 300,950円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
街頭広報 14件	27,000	領収書不備
名刺代	43,350	1/2相当額が他活動目的
年賀状代	94,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-750	
合計	163,600	

(6) 資料作成費 (報告額) 41,480円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
語る会資料作成代	18,000	領収書不備
報告額との差額調整	-23	
合計	17,977	

(7) 資料購入費 (報告額) 146,518円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代1部	22,020	全額が他活動目的
書籍代	7,200	全額が他活動目的
報告額との差額調整	-7,897	
合計	21,323	

(8) 通信運搬費 (報告額) 850,115円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	95,615	1/2相当額が他活動目的
駐車場代	60,000	1/2相当額が他活動目的
電話代	154,806	1/2相当額が他活動目的
駐車料ほか	92,514	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-756	
合計	402,179	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 118,364円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ガソリン代	75,319	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-32,275	
合計	43,044	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 1,270,135円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 湯浅 光彦

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 40,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費等5件	40,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	40,000	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 404,440円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
市民相談	70,000	領収書不備
市政報告	78,190	領収書不備
弁当代	33,000	領収書不備
報告額との差額調整	-1,757	
合計	179,433	

(5) 広報費 (報告額) 269,325円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(6) 資料作成費 (報告額) 458,150円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
資料整理代	45,815	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	45,815	

(7) 資料購入費 (報告額) 339,144円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代 1部	22,020	一定の按分基準
図書代	31,608	1/2相当額が他活動目的
月刊誌 2部	8,200	一定の按分基準
報告額との差額調整	-102	
合計	61,726	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,055,973円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
車両リース代	103,320	1/2相当額が他活動目的
車両維持費	52,500	1/2相当額が他活動目的
電話代	136,649	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-403	
合計	292,066	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 250,930円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務用品・ガソリン代	81,656	1/2相当額が他活動目的
消耗品代	34,965	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-5,312	
合計	111,309	

(10) 人件費 (報告額) 0円

(11) 事務所費 (報告額) 1,579,200円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	564,756	1/2相当額が他活動目的
光熱水費	36,486	1/2相当額が他活動目的
コピー機リース代	112,770	1/2相当額が他活動目的
駐車場代	76,982	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-2,790	
合計	788,204	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 安孫子 和子

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 296,932円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 2 件	78,000	全額が他活動目的
会費等 1 件	6,000	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	84,000	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 199,308円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費等 3 件	7,160	1/2 相当額が他活動目的
会議費 1 件	2,079	全額が他活動目的
会議費 1 件	95,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	104,239	

(5) 広報費 (報告額) 21,058円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ関連費	7,000	一定の按分基準
駐車料	58	期間外
報告額との差額調整	0	
合計	7,058	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 57,750円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費 1 件	20,000	全額が他活動目的
図書代	5,250	内容不明
報告額との差額調整	0	
合計	25,250	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,113,318円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
チラシ配布代	74,592	1/2 相当額が他活動目的
交通費	87,750	全額が他活動目的
交通費	67,605	1/2 相当額が他活動目的
サーバー代	8,400	1/3 相当額が他活動目的
ガソリン代	3,609	期間外
その他	233,437	領収書不備
報告額との差額調整	-130,589	
合計	344,804	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 358,884円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務用品代	148,353	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	148,353	

(10) 人件費 (報告額) 2,752,750円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	1,489,809	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-226,868	
合計	1,262,941	

(11) 事務所費 (報告額) 0円

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額<議員別分>

議員名 今枝 徳蔵

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 0円

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 32,615円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費 1 件	20,000	全額が他活動目的
報告額との差額調整	-1,443	
合計	18,557	

(5) 広報費 (報告額) 236,245円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
市政報告会	203,332	一定の按分基準
報告額との差額調整	-950	
合計	202,382	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 45,380円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 536,230円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	205,166	1/2相当額が他活動目的
はがき代	13,110	1/2相当額が他活動目的
ガソリン代	53,532	1/2相当額が他活動目的
駐車場代	2,125	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-4,428	
合計	269,505	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 239,530円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 2,450,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	1,837,500	生計一親族の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	1,837,500	

(11) 事務所費 (報告額) 1,260,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	630,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	630,000	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 宇都宮 壮一

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 116,290円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 14件	84,380	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	84,380	

(3) 調査旅費 (報告額) 355,493円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
交通費 3件	5,760	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	5,760	

(4) 会議費 (報告額) 1,039,902円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費等 3件	18,972	5,000円を超える飲食代
会議費等 36件	616,043	1/2相当額が他活動目的
市民相談 1件	19,246	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	654,261	

(5) 広報費 (報告額) 304,850円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
広報誌印刷・発送代 3件	151,725	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	151,725	

(6) 資料作成費 (報告額) 18,306円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
市政報告書作成費 3件	9,153	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	9,153	

(7) 資料購入費 (報告額) 129,860円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,589,267円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
タクシー代	361,830	1/2相当額が他活動目的
市政報告郵送料	324,070	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	43,907	
合計	729,807	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 459,364円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(10) 人件費 (報告額) 402,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	301,500	生計一親族の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	301,500	

(11) 事務所費 (報告額) 172,888円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
駐車場代	72,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	72,000	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 隠塚 功

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 189,902円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費 1 件	24,150	計算誤り
会費 1 件	2,980	全額が他活動目的
報告額との差額調整		
合計	27,130	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 111,078円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会議費 1 件	12,000	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	0	
合計	12,000	

(5) 広報費 (報告額) 624,029円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ関連費	55,624	一定の按分基準
報告額との差額調整		
合計	55,624	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 160,750円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代 1 部	47,100	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	47,100	

(8) 通信運搬費 (報告額) 276,904円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
切手・郵送代	60,629	1/2相当額が他活動目的
駐車料	6,095	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整		
合計	66,724	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 629,482円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー機リース代	150,570	1/2相当額が他活動目的
消耗品代	164,171	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	314,741	

(10) 人件費 (報告額) 1,555,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	312,500	1/2相当額が他活動目的
事務員の給料・賞与	697,500	生計一親族の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	1,010,000	

(11) 事務所費 (報告額) 1,252,855円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	550,000	一定の按分基準
NHK及び灯油代	19,048	一定の按分基準
報告額との差額調整		
合計	569,048	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 小林 あきろう

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 0円

(3) 調査旅費 (報告額) 25,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 10,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 1,030,000円

調査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
市政報告2件	299,891	成果物に基づく按分
プレス民主号外	130,325	期間外
報告額との差額調整	0	
合計	430,216	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 100,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
図書代	28,150	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	28,150	

(8) 通信運搬費 (報告額) 1,300,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
印刷代	59,115	一定の按分基準
はがき・郵送代	553,098	一定の按分基準
電話代	63,712	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	675,925	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 245,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
ガソリン代	60,265	1/2相当額が他活動目的
事務用品代	62,471	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	-474	
合 計	122,262	

(10) 人件費 (報告額) 1,990,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 100,000円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 鈴木 マサホ

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 117,500円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等 6 件	40,500	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	40,500	

(3) 調査旅費 (報告額) 27,440円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(4) 会議費 (報告額) 91,210円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 660,558円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
議員レポート印刷代 2 件	215,333	成果物に基づく按分
ホームページ関連費用	96,373	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	311,706	

(6) 資料作成費 (報告額) 800円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(7) 資料購入費 (報告額) 125,630円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 761,226円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代 3 件	239,069	1/2 相当額が他活動目的
はがき・切手代	87,229	1/2 相当額が他活動目的
高速代等 2 件	8,800	全額が他活動目的
報告額との差額調整	104,869	
合計	439,967	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 336,908円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務用品代	145,321	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	46,266	
合計	191,587	

(10) 人件費 (報告額) 840,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	420,000	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	420,000	

(11) 事務所費 (報告額) 1,838,728円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	548,100	1/2 相当額が他活動目的
光熱水費	41,359	1/2 相当額が他活動目的
更新料他	123,775	1/2 相当額が他活動目的
駐車場代 2 件	190,500	1/2 相当額が他活動目的
修理代他	15,000	1/2 相当額が他活動目的
報告額との差額調整	1,260	
合計	919,994	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 砂川 祐司

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 0円

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 3,396円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(5) 広報費 (報告額) 85,840円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ホームページ作成費	17,168	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	17,168	

(6) 資料作成費 (報告額) 65,100円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(7) 資料購入費 (報告額) 189,658円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(8) 通信運搬費 (報告額) 883,074円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	110,594	1/2相当額が他活動目的
タクシー代	153,858	1/2相当額が他活動目的
切手代	177,085	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	441,537	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 203,200円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ガソリン代	84,275	1/2相当額が他活動目的
名刺代	17,325	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	101,600	

(10) 人件費 (報告額) 1,956,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	978,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	978,000	

(11) 事務所費 (報告額) 1,413,732円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	690,000	1/2相当額が他活動目的
光熱水費	16,866	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	706,866	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 宮本 徹

(1) 委託調査費 (報告額) 0円

(2) 研修研究費 (報告額) 222,070円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
使途詳細不明	222,070	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合 計	222,070	

(3) 調査旅費 (報告額) 0円

(4) 会議費 (報告額) 436,359円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
使途詳細不明	436,359	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合 計	436,359	

(5) 広報費 (報告額) 403,252円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
市政報告	300,825	成果物に基づく按分
使途詳細不明	2,259	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合 計	303,084	

(6) 資料作成費 (報告額) 0円

(7) 資料購入費 (報告額) 129,900円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
使途詳細不明	129,900	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合 計	129,900	

(8) 通信運搬費 (報告額) 499,930円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
郵送料	220,500	期間外
使途詳細不明	279,430	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	499,930	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 743,199円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務用品・ガソリン代	743,199	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	743,199	

(10) 人件費 (報告額) 1,630,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	930,000	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	930,000	

(11) 事務所費 (報告額) 735,290円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	300,000	1/2相当額が他活動目的
使途詳細不明	135,290	領収書不備
報告額との差額調整	0	
合計	435,290	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 山岸 たかゆき

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 22,065円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 1,504,710円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
活動レポート	183,666	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	183,666	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 108,112円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代1部	43,175	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	43,175	

- (8) 通信運搬費 (報告額) 346,910円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
電話代	110,602	1/2相当額が他活動目的
タクシー代	62,852	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	173,454	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 154,440円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
ガソリン代	77,220	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	77,220	

(10) 人件費 (報告額) 1,949,715円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

(11) 事務所費 (報告額) 714,048円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 山口 幸秀

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 0円
- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 303,117円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
会費等18件	197,960	全額が他活動目的
会費等2件	15,000	5,000円を超える飲食代
報告額との差額調整	0	
合計	212,960	

- (5) 広報費 (報告額) 411,304円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 140,853円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
新聞代1部	20,930	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	20,930	

- (8) 通信運搬費 (報告額) 1,507,013円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
携帯電話代	100,182	1/2相当額が他活動目的
ホームページ作成費	42,500	1/2相当額が他活動目的
パソコン代	113,362	1/2相当額が他活動目的
市政報告印刷・送料	318,760	成果物に基づく按分
ガソリン代	67,816	1/2相当額が他活動目的
コピー機リース代	25,200	1/2相当額が他活動目的
修理代	15,486	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	683,306	

(9) 備品消耗品費 (報告額) 649,264円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
茶菓子代	101,440	1/2相当額が他活動目的
事務用品代	185,015	1/2相当額が他活動目的
掃除機	29,925	1/2相当額が他活動目的
ホームページ関連費 5件	8,251	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	324,631	

(10) 人件費 (報告額) 1,250,000円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
事務員の給料・賞与	625,000	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	625,000	

(11) 事務所費 (報告額) 538,449円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
賃借料	190,000	1/2相当額が他活動目的
茶菓子代	28,058	1/2相当額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合計	218,058	

別表第7 平成18年度 政務調査費目的外支出額〈議員別分〉

議員名 村山 祥栄

- (1) 委託調査費 (報告額) 0円
- (2) 研修研究費 (報告額) 84,950円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (3) 調査旅費 (報告額) 0円
- (4) 会議費 (報告額) 0円
- (5) 広報費 (報告額) 1,463,445円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
市政報告会	146,344	成果物に基づく按分
報告額との差額調整	0	
合計	146,344	

- (6) 資料作成費 (報告額) 0円
- (7) 資料購入費 (報告額) 118,685円

監査の結果、目的外支出は認められなかった。

- (8) 通信運搬費 (報告額) 687,727円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
駐車場代	73,608	一定の按分基準
報告額との差額調整	-18,597	
合計	55,011	

- (9) 備品消耗品費 (報告額) 602,941円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項目	目的外支出額 (円)	理由
コピー機購入代	30,177	一定の按分基準
報告額との差額調整	0	
合計	30,177	

(10) 人件費 (報告額) 770,900円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
事務員の給料・賞与	312,000	生計一親族の按分基準
報告額との差額調整	-24,000	
合 計	288,000	

(11) 事務所費 (報告額) 1,071,352円

監査の結果、下記の目的外支出が認められた。

項 目	目的外支出額 (円)	理 由
火災保険料	9,150	全額が他活動目的
報告額との差額調整	0	
合 計	9,150	

個別外部監査の結果に関する意見書

平成20年6月13日

京都市個別外部監査人

税理士 中村 清之

個別外部監査の結果に関する意見書

この度、京都市会の会派及び議員の政務調査費に関する平成 18 年度収支報告書（以下「収支報告書」という。）を監査した結果、いくつかの問題点があると思料されますのでこの点につき意見を申し添えます。

1 証憑書類の保存について

(1) 領収書等の保存

平成 19 年度までは、条例で領収書または支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）は一件につき 5 万円以上のものの写しを収支報告書に添付し、5 万円未満のものも含め 5 年間保存することを義務づけていました。

そして、平成 20 年度からは、総て（1 円以上）の領収書等の写しの添付を義務づけることに改正されました。これにより、今後は概算定額払いの方法で政務調査費を支出するなど不明朗な支出が無くなることを期待します。

(2) 請求書、納品書等の保存

(1)により領収書等は総て保存されることになりましたが、領収書等は支払った事実の証明にはなっても、領収書記載の但し書程度ではその内容を詳しく知ることはできません。

政務調査費の支出の監査にあたっては、支出内容を把握することが重要となりますので、今後は領収書等に加え請求書や納品書等の保存を義務づけることを進言します。

以上のことは、一般の個人企業では所得税申告ひいては市民税申告のため皆が行っていることですので、会派や議員においても困難なことではないと思料します。

2 会議の場所と食事について

政務調査活動として想定される会議には、市民から市政に関する要望を聴取することや、市政に関する相談を受けることも含まれるものと解されますが、それらの会議は、本来、公的施設の会議室等で真摯に議論されるべきものと考えられます。

バー、クラブ、スナック、居酒屋、料亭、回転寿司屋、ラーメン屋、大衆食堂、中華レストラン、洋食レストラン等の飲食店は、食事及び飲酒を主たる目的とする場所であり、さらに、店内の喧騒や他の酔客の存在等を考えれば、社会通念上、市政に関する調査研究という真摯な議論を行う場所として適切な場所と言えないことは明らかです。

また市民の側からも、議員との会合の場所として、上記のような飲食店を選択すべきではなく、ましてや、議員に対し、市民の飲食代金の支出を求めることは、実質的には、供給を要求する行為に外ならず、本来、あってはならないものと考えられ、市民の側にも自制が求められます。

これらのことで議員が市民からの預り金である政務調査費を費やすことは、市民の信頼を裏切ることにもつながりますので、今後は慎むべきであると思料します。

3 購入書籍等の明細の保存について

多くの議員が政務調査のために書籍や雑誌を購入していますが、レシートには書籍名等が記載されていないものが多く、何を購入したのか不明のものが見受けられました。

今後は購入した書籍等につき、会計帳簿に日付・金額・名称等を明記し、政務調査に必要なものであることを証明するため、書籍等の表紙と目次のコピーを添付するよう義務づけることを進言します。

4 減価償却制度の導入について

監査対象となった「備品消耗品費」の中に、1台190万円のコピー機、156万円の印刷機、20万円超のパソコン等、企業の会計基準では固定資産に分類される物品の購入がありました。このような物品も政務調査活動に有用なものではありますが、これらは数年に渡って使用されるものであり、購入後、早期に議員を退任すると単に個人の所有物となってしまうので、各年度の収支報告では各資産の耐用年数に応じた減価償却費分のみを計上することに取扱いを改めるよう進言します。

減価償却の対象となる金額や耐用年数は市税の一つである償却資産税（固定資産税）で使用されている取得価額20万円以上と耐用年数表を準用することが合理的と思料します。

5 購入物品の金額規制について

4の減価償却制度を導入しても購入金額の規制はできませんので、毎年計上する1品の減価償却費を20万円程度に制限し、超過額を目的外支出とする取扱いとすることもあわせて進言します。

このような取扱いにすれば、必要以上の高額物品の購入を規制でき、また、研修研究や調査等、本来の政務調査活動費用を収支報告書に計上できることになると思料します。

4、5に関する減価償却の計算様式は別表Bのようになります。

6 自動車の取り扱いについて

(1) 自動車本体の取り扱い

広報等の政務調査活動で自動車を利用することが多いと考えられますが、その使用形態には購入やリース又はレンタルの方法があります。

この中で、他都市の監査事例では、一般に、政務調査費での「購入」は議員の資産形成に当たるという理由で不可とされており、京都市市会事務局平成20年4月発行の「政務調査費のしおり」（以下、「政務調査費のしおり」という。）においても「自動車の購入経費及び維持管理経費の支出はできません。」と指導していますが、リースやレンタルの経費は政務調査活動に使用する部分に限り可としています。

しかしながら、一般に利用される「ファイナンスリース契約（中途解約不可のリース契約）」（以下「リース」という。）と「割賦購入」を比較すると、自動車の所有権が移るか否かを除き、実質的に大きな相違は見当たりません。

一般に、耐用年数（4～6年）を経過した自動車の場合、走行距離にもよりますがその処分価額は取得価額の約5%程度ですので、資産形成といえる程のものではないと思料します。

そこで支払総額から見れば、購入の方がリースより割安でもありますので、政務調査費での購入も認めることを提案します。

ただ、自動車の価額は車種によりかなりの差がありますが、当意見書4、5を適用することで高額車の購入を規制できることとなります。

(2) 自動車の維持管理経費の取り扱い

自動車の維持管理費のうち各種自動車税、車検料、自動車損害賠償責任保険（以下「絶対経費」という。）を政務調査費から支出することも購入同様に不可とされています。しかし、絶対経費は本体を使用する場合に不可欠な費用であり、本体の使用と切り離すことはできません。そしてリースの場合はリース料にこれらの経費も含まれていますので、これとの整合性もとれないこととなります。

従って、今後は絶対経費も政務調査活動に対応する割合に限り認めることを提案します。

7 人件費（親族に支払う人件費）の金額規制について

政務調査費を親族に支払う人件費に充てることを否認する他都市事例もありますが、事情の聴取時に議員と同席し、監査人の質問に応じるなど、勤務実態を確認できた場合もあるので、親族だからという理由で否認することは実態に添わない面があります。ただし議員により親族の勤務実態と支給額には差異が

あるので、過大な支給額とならないよう制限を設けることを進言します。

なお、支給の制限額は、所得税法における配偶者の事業専従者控除の1年1人当たり86万円程度が適当と思料します。

8 補助職員の退職金について

議員からの事情の聴取の際、数名の議員から「補助職員の退職金はどのように取り扱えばよいか」との質問を受けました。

永年勤続した補助職員の退職金を退職時の収支報告書に計上することは、その年の交付額の殆どを退職金に費やすこともあり得ますし、毎年金融機関に積立てることは別資産の形成になるので容認できません。

そこで、公的な退職金共済制度に加入することにより、毎年の掛金を収支報告書の人件費として計上することを進言します。

9 事務所賃料の金額規制について

収支報告書に計上されている事務所賃料は議員によりかなりの差が見受けられますが、本来、政務調査活動に必要な事務所スペースは各議員大差がないと推測されるので何らかの金額規制をするのが良いのではないかと思料します。

10 収支報告書の様式変更について

条例施行規程（改正 平成20年3月第1号）に基づく第2号様式（第4条関係）－議員用－（第1号様式－会派用－も実質同一の様式）では、支出済総額を交付済総額以下とする様式になっているので、実際には交付済総額を超える政務調査費を支出していても収支報告書には計上できず、政務調査費の実態を把握することが困難となっています。

そこで、収支報告書の支出済額欄には支出総額を記載し、これに3、4を考慮して収支報告書の様式を別表Aのように変更されることを進言します。

11 「政務調査費」に関する理解の徹底について

議員からの事情の聴取の際、「政務調査費」について後援会活動との区分、按分の適用や領収書の保存について理解されていない議員が多数おられましたので、今回の監査結果もふまえ、全会派及び全議員に対し「政務調査費」に関するセミナーを開催して、今後、適正な収支報告書の作成と関係書類の保存を徹底されることを進言します。

12 補助職員の所得税源泉徴収事務について

議員の収支報告書に計上されている人件費に係る所得税について、正規の源

泉徴収による納税を怠っている事例を発見しました。

このことは、補助職員本人はもとより、その配偶者や扶養者の所得税にも影響が及ぶこととなるうえ、さらに課税制度上、自動的に市民税にも影響することになります。

政務調査費が充てられている人件費について、税法上の取り扱いが適切に行われていないことにより、上記のような問題を生じさせることは、使途（人件費）自体は政務調査費の基準に合致するものであるとしても、公金の取扱いとして不適切であるといわざるを得ません。

「政務調査費のしおり」においても、人件費に関し、親族等の雇用の場合に税法や労働関係法令上の手続を適切に行うよう留意すべきとされていますが、これはすべての補助職員に該当するものと思料します。

今後、記録を見直し、必要が生じた場合には、少なくとも過去3年分につき所得税の修正申告又は期限後の確定申告を実行するよう指導されることを強く要請します。

別 表 A

収 支 報 告 書 (案)

1 議員の氏名

2 収支の内容

項 目		金 額	主な実績・内容 (かっこ内は記載参考例)
交付済総額 (①)		円	
支 出 済 総 額	委託調査費		(委託目的等)
	会議研修費		(会議目的, 研修目的等)
	調査旅費		(日程, 調査場所, 調査目的等)
	広報広聴費		(名称, 目的等)
	資料作成費		(名称等)

項 目		金 額	主な実績・内容 (カッコ内は記載参考例)
支 出 済 総 額	資料購入費		(図書, 雑誌, 新聞, 資料等)
	通信運搬費		(備車料, 電話・郵便代等)
	備品消耗品費		(備品名等)
	人 件 費		(人数, 雇用期間等)
	事 務 所 費		(場所等)
	減価償却費		(固定資産の名称等)
	合 計 (②)		
差引残額 (①-②) (③)	+		
	-		
返 還 額 (③が+の場合)			
切 捨 額 (③が-の場合)			

